



岐阜県

# 岐阜県労働委員会年誌

(令和7年)

---

# 岐阜県労働委員会事務局編

## 目 次

はじめに	1
<b>第1章 岐阜県労働委員会の構成</b>	<b>3</b>
第1節 岐阜県労働委員会委員	3
第2節 あっせん員候補者	5
第3節 事務局	5
<b>第2章 会 議</b>	<b>6</b>
第1節 総会	6
第2節 公益委員会議	9
第3節 諸会議	11
1 連絡協議会	11
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	11
(2) 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会	11
(3) 中部地区労働委員会連絡協議会総会	12
2 連絡会議	13
(1) 全国労働委員会会長連絡会議	13
(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議	13
(3) 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議	14
(4) 中部地区労働委員会事務局長連絡会議	14
(5) 労働委員会事務局各主管課長会議	15
3 労委労協中部ブロック総会・研修会、命令研究会	16
(1) 労委労協中部ブロック総会・研修会	16
(2) 労委労協命令研究会	16
4 表彰	17
5 委員研修	17
<b>第3章 不当労働行為事件の審査</b>	<b>18</b>
第1節 不当労働行為事件の概況	18
1 申立件数及び終結区分別	18
2 処理期間の状況等	19
第2節 不当労働行為事件の概要	20
1 審査事件一覧表	20
2 不当労働行為事件別取扱概要	23
第3節 再審査及び行政訴訟	29
1 再審査事件の概要	29

2	行政訴訟事件の概要	29
第4節	救済命令等の確定及び不履行通知	30
1	救済命令等の確定	30
2	救済命令の不履行通知	30
<b>第4章</b>	<b>労働争議の調整</b>	<b>31</b>
第1節	調整事件の概況	31
1	調整方法及び終結区分別	31
2	申請者別	32
3	業種別	33
4	調整事項別	34
5	従業員規模別	35
6	調整回数別	36
7	処理期間の状況等	36
第2節	調整事件の概要	37
1	調整事件一覧表	37
2	調整事件別取扱概要	38
第3節	争議行為予告通知及び実情調査	42
1	争議行為予告通知	42
2	争議行為の実情調査	42
<b>第5章</b>	<b>個別的労使紛争あっせん</b>	<b>43</b>
第1節	個別的労使紛争あっせんの概況	43
1	申出件数及び調整回数	43
2	終結区分別	43
3	処理期間の状況等	44
4	調整事項別	45
第2節	個別的労使紛争あっせんの概要	46
1	個別的労使紛争あっせん一覧表	46
2	個別的労使紛争あっせん別取扱概要	48
<b>第6章</b>	<b>労働組合の資格審査</b>	<b>53</b>
1	申請状況	53
2	終結状況	53
<b>第7章</b>	<b>岐阜県労働委員会 of 取組</b>	<b>54</b>
<b>資料</b>		<b>57</b>
1	歴代委員名簿(第1期～第49期)	57
2	歴代事務局長名簿	70

3 付 表	72
○ 不当労働行為事件取扱一覧表	72
○ 不当労働行為事件命令後の状況	74
○ 再審査・行政訴訟事件一覧表	77
○ 調整事件取扱一覧表	82
○ 個別的労使紛争あつせん取扱一覧表	85
○ 労働組合資格審査取扱一覧表	86

**別冊** 不当労働行為事件命令集

## はじめに

1 令和7年の雇用情勢をみると、全国の有効求人倍率は1.22倍(前年に比べて0.03ポイント低下)で、県内の有効求人倍率は1.45倍(前年に比べて0.09ポイント低下)となった。また、全国の完全失業率は2.5%(前年と同率)となっている。

また、令和7年の労働組合の状況をみると、全国の単一労働組合の労働組合数は22,244組合(前年に比べて268組合減少)で、県内の労働組合数は569組合(前年に比べて5組合減少)となった。また、全国の労働組合員数は992万7千人(前年に比べて1万5千人増加)で、県内の労働組合員数は123,858人(前年に比べて2,450人増加)となった。

2 こうした雇用情勢や労働組合の状況の中で、岐阜県労働委員会の活動は次のような状況であった。

(1) 令和7年中に継続した不当労働行為事件の処理状況をみると、6年からの繰越件数が8件(5年から6年の繰越件数5件)、7年中の新規申立件数が2件(6年6件)の合計10件が(同11件)が継続した。このうち、7件(同3件)が終結(和解1件、命令5件、却下1件)し、3件(同8件)が8年に繰り越された。

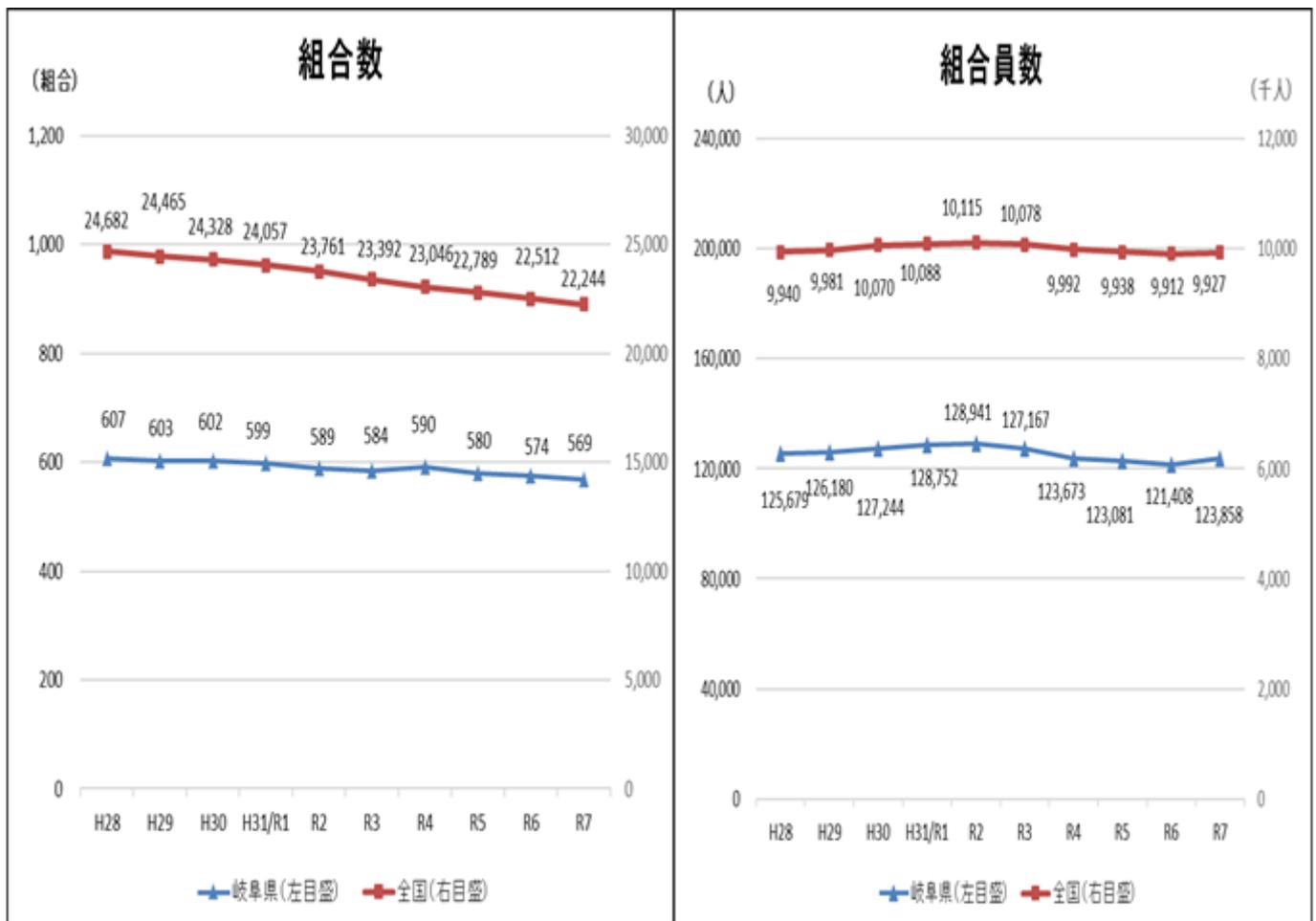
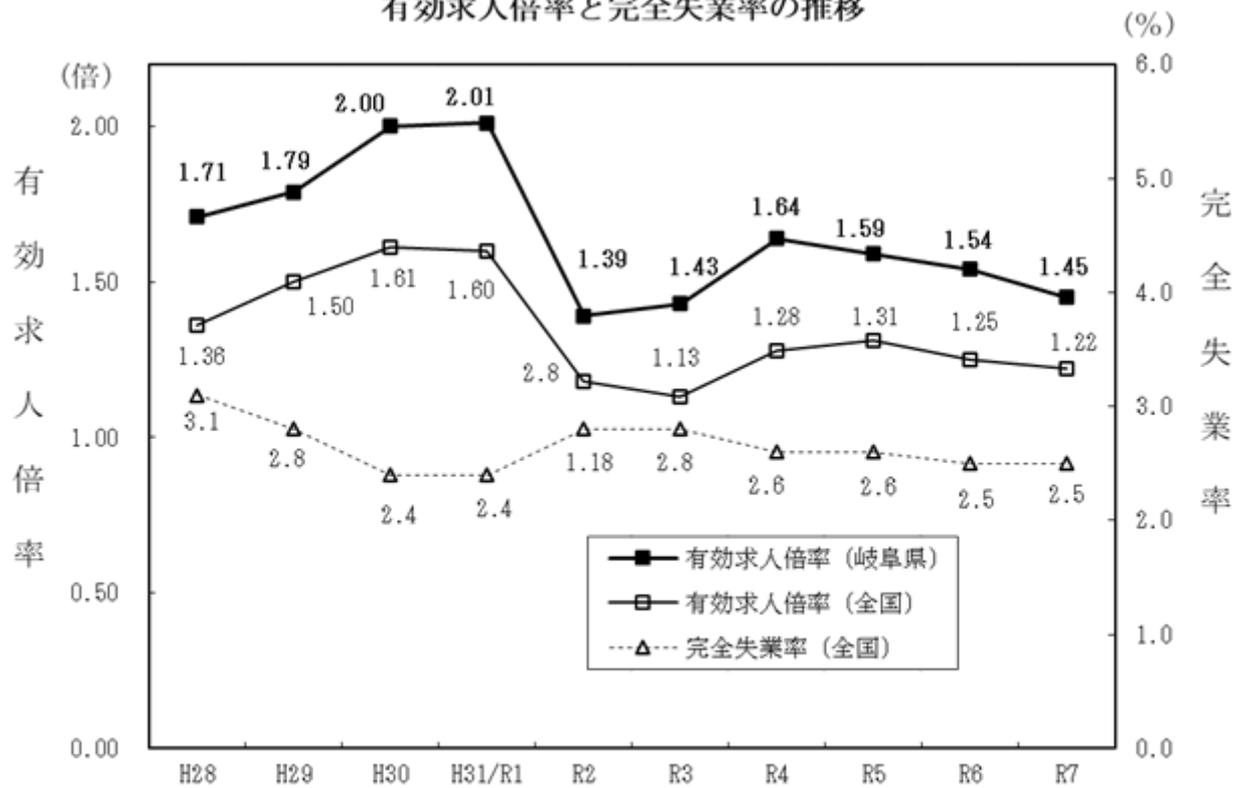
また、岐阜県労働委員会の命令に対して、中央労働委員会に再審査請求がされたものは、2件(同0件)あり、岐阜地方裁判所に行政訴訟が提起されたものは、2件(同0件)であった。

(2) 令和7年中に継続した調整事件の処理状況をみると、6年からの繰越件数が1件(5年から6年の繰越件数1件)、7年中の新規申請件数が2件(6年4件)の合計3件(同5件)が継続した。このうち、3件(同4件)が終結(解決2件、取下げ1件)し、8年に繰り越された件数は0件(同1件)である。

(3) 令和7年中に継続した個別的労使紛争あっせんの処理状況をみると、6年からの繰越件数が1件(5年から6年の繰越件数1件)、7年中の新規申出件数が6件(6年2件)の合計7件(同3件)が継続した。このうち、4件(同2件)が終結(解決1件、打切り1件、不開始2件)し、3件(同1件)が8年に繰り越された。

(参考:総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、「令和7年労働組合基礎調査の概況」、岐阜県「令和7年労働組合基礎調査結果」)

有効求人倍率と完全失業率の推移



# 第1章 岐阜県労働委員会の構成

## 第1節 岐阜県労働委員会委員

現第50期の委員は次のとおりで、その任期は令和7年12月24日～令和9年12月23日である。



### 第50期労働委員会委員

(右上)村上委員

(後列)景山委員、今尾委員、一柳委員、村瀬委員、栗本委員、田中委員、堀田委員

(前列)安藤委員、寺本委員、大野会長代理、小島商工労働部長、浅井会長、武藤委員、河合委員、筒井委員

(令和7年12月24日任命式の写真)

第 50 期 岐阜県労働委員会委員

区分	氏 名	役 職	摘 要	備 考
公益委員	浅井 直美	弁護士	会長	H23.12.24 (8 期目)
	大野 正博	朝日大学法学部長・教授	会長代理	H25.12.24 (7 期目)
	武藤 玲央奈	弁護士		R5.12.24 (2 期目)
	寺本 和佳子	弁護士		R7.12.24(1 期目)
	河合 壘	岐阜大学地域科学部教授		R7.12.24(1 期目)
労働者委員	筒井 和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長		R3.8.18 (※6 期目)
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 総合局長		H21.12.24 (9 期目)
	田中 あさ子	UA ゼンセン岐阜県支部支部長		R7.1.8(2 期目)
	村上 正春	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長		R7.12.24(1 期目)
	堀田 大策	JAM東海岐阜県連絡会会長		R7.12.24(1 期目)
使用者委員	安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事		H27.12.24 (6 期目)
	村瀬 尚子	株式会社ソフィア総合研究所 代表取締役社長		H28.3.30 (6 期目)
	一柳 正義	セイノーホールディングス株式会社顧問		H29.12.24 (5 期目)
	今尾 任城	株式会社イマオコーポレーション 代表取締役社長		R3.12.24 (3 期目)
	景山 多美	株式会社東海化成常務取締役		R3.12.24 (3 期目)

※過去の勤務実績を合算

## 第2節 あっせん員候補者

当委員会のおっせん員候補者は、現委員の職にある者に委嘱している。

## 第3節 事務局

令和7年の組織は次のとおりである。

(令和6年度)

### 事務局組織

事務局長－審査調整課長－審査調整係長(1)－主査(2)－主任(2)－主事(2)

(令和7年度)

### 事務局組織

事務局長－審査調整課長－課長補佐(1)－審査調整係長(1)－主査(1)－主任(2)－主事(2)

## 第2章 会 議

### 第1節 総 会

令和7年の開催概況は次のとおりである(原則 毎月第2火曜日に開催)。

開催年月日 (回 別)	出席委員			議 題
	公益	労働	使用	
R7.1.14 (第1026回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あっせん員候補者の委嘱について</li> <li>2 岐阜県労働委員会の後援名義使用承認に関する取扱要領の改正について</li> <li>3 第1025回定例総会議事録の承認について</li> <li>4 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>5 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>6 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>7 岐労委令和6年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>8 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(申立報告)</li> <li>9 岐労委令和6年(調)第2号争議について(終結報告)</li> <li>10 岐労委令和6年(調)第4号争議について(経過報告)</li> <li>11 岐労委令和7年(調)第1号争議について(申請報告)</li> <li>12 岐労委令和6年(個調)第2号労使紛争について(経過報告)</li> </ol>
R7.2.18 (第1027回)	浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1026回定例総会議事録の承認について</li> <li>2 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>3 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>6 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>7 岐労委令和6年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>8 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>9 岐労委令和6年(調)第4号争議について(終結報告)</li> <li>10 労働争議の実情調査報告について</li> </ol>
R7.3.11 (第1028回)	秋保 浅井 三井 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1027回定例総会議事録の承認について</li> <li>2 岐阜県労働委員会事務に係る事務処理要領等の改正について</li> <li>3 第390回公益委員会議について</li> <li>4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告)</li> <li>6 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</li> </ol>

				<p>7 岐労委令和6年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>8 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>9 岐労委令和7年(調)第1号争議について(経過報告)</p> <p>10 岐労委令和6年(個調)第2号労使紛争について(終結報告)</p> <p>11 争議行為の予告通知について</p>
R7.4.8 (第1029回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<p>1 第1028回定例総会議事録の承認について</p> <p>2 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>3 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(終結報告)</p> <p>4 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>5 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>6 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(経過報告)</p>
R7.5.20 (第1030回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<p>1 第1029回定例総会議事録の承認について</p> <p>2 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(終結報告)</p> <p>3 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>6 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>7 岐労委令和7年(調)第1号争議について(経過報告)</p> <p>8 争議行為の実情調査について</p>
R7.6.10 (第1031回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<p>1 第1030回定例総会議事録の承認について</p> <p>2 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>3 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>4 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>5 岐労委令和6年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>6 岐労委令和7年(調)第2号争議について(申請報告)</p>
R7.7.8 (第1032回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 大宮 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<p>1 第1031回定例総会議事録の承認について</p> <p>2 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>3 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>4 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>5 岐労委令和7年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>6 岐労委令和7年(調)第1号争議について(終結報告)</p> <p>7 岐労委令和7年(調)第2号争議について(終結報告)</p> <p>8 岐労委令和7年(個調)第1号労使紛争について(申出・終結報告)</p> <p>9 岐労委令和7年(個調)第2号労使紛争について(申出報告)</p>
R7.8.19 (第1033回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	<p>1 第1032回定例総会議事録の承認について</p> <p>2 第391回公益委員会議について</p> <p>3 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告)</p> <p>5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告)</p>

				6 岐労委令和6年(不)第5号不当労働行為事件について(終結報告) 7 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(経過報告) 8 岐労委令和7年(個調)第2号労使紛争について(終結報告)
R7.9.9 (第1034回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	1 第1033回定例総会議事録の承認について 2 第392回公益委員会議について 3 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告)
R7.10.14 (第1035回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	1 第1034回定例総会議事録の承認について 2 第393回公益委員会議について 3 岐労委令和7年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和7年(個調)第3号労使紛争について(申出報告)
R7.11.11 (第1036回)	秋保 浅井 三井 武藤	筒井 栗本 北島	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	1 第1035回定例総会議事録の承認について 2 岐阜県労働委員会あっせん員候補者の委嘱等に関する内規の改正について 3 第394～396回公益委員会議について 4 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和6年(不)第6号不当労働行為事件について(終結報告) 6 岐労委令和7年(不)第2号不当労働行為事件について(申立報告) 7 岐労委令和7年(個調)第4号労使紛争について(申出報告) 8 岐労委令和7年(個調)第5号労使紛争について(申出報告)
R7.12.9 (第1037回)	秋保 浅井 三井 大野 武藤	筒井 栗本 北島 田中	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	1 第1036回定例総会議事録の承認について 2 不当労働行為事件事務処理要領の改正について 3 第397～398回公益委員会議について 4 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(終結報告) 5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(終結報告) 6 岐労委令和7年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 7 岐労委令和7年(個調)第4号労使紛争について(経過報告) 8 争議行為の予告通知について
R7.12.24 (第1038回)	浅井 大野 武藤 寺本 河合	筒井 栗本 田中 堀田	安藤 村瀬 一柳 今尾 景山	1 会長の選挙について 2 会長代理の選挙について 3 あっせん員候補者の委嘱について

## 第 2 節 公益委員会議

令和 7 年に開かれた公益委員会議の概況は次のとおりである。

開催年月日 (回別)	出席委員	議 題
R7.2.28 (第 390 回)	秋保、浅井、 三井、大野、 武藤	不当労働行為救済申立のための組合資格審査及び第 1 回合議 について (岐労委令和 5 年(不)第 5 号不当労働行為事件)
R7.7.15 (第 391 回)	秋保、大野、 武藤	不当労働行為事件却下決定及び不当労働行為救済申立ての ための組合資格審査について (岐労委令和 6 年(不)第 5 号不当労働行為事件)
R7.8.19 (第 392 回)	秋保、浅井、 三井、大野、 武藤 < 参与委員※ > 北島、村瀬、 一柳 ※意見陳述後退室	不当労働行為事件に係る参与委員の意見陳述及び組合資格 審査について (岐労委令和 6 年(不)第 6 号不当労働行為事件)
R7.9.9 (第 393 回)	秋保、浅井、 大野、武藤 < 参与委員※ > 北島、安藤、 今尾 ※意見陳述後退室	不当労働行為事件に係る参与委員の意見陳述について (岐労委令和 6 年(不)第 1 号不当労働行為事件) 不当労働行為救済申立のための組合資格審査について (岐労委令和 6 年(不)第 1 号及び第 3 号不当労働行為事件) 救済命令の不履行について 1 履行状況の報告について 2 名古屋地方裁判所への再通知について (岐労委令和 5 年(不)第 2 号不当労働行為事件)
R7.10.14 (第 394 回)	秋保、浅井、 三井、大野、 武藤 < 参与委員※ > 筒井、栗本、 村瀬、景山 ※意見陳述後退室	不当労働行為事件に係る参与委員の意見陳述及び組合資格 審査について (岐労委令和 6 年(不)第 2 号不当労働行為事件) 第 50 期労働者委員候補者推薦について 1 労働組合の資格審査
R7.10.22 (第 395 回)	浅井、三井、 大野、武藤	不当労働行為救済申立のための第 1 回合議について (岐労委令和 6 年(不)第 6 号不当労働行為事件)

開催年月日 (回別)	出席委員	議 題
R7.11.5 (第 396 回)	秋保、浅井、 三井、大野、 武藤	不当労働行為救済申立のための第 1 回合議について (岐労委令和 6 年(不)第 1 号不当労働行為事件)
R7.11.11 (第 397 回)	秋保、浅井、 三井、武藤 < 参与委員※ > 栗本、北島、 村瀬、今尾 ※意見陳述後退室	不当労働行為事件に係る参与委員の意見陳述について (岐労委令和 6 年(不)第 3 号不当労働行為事件)
R7.11.19 (第 398 回)	秋保、浅井、 武藤	不当労働行為救済申立のための第 1 回合議について (岐労委令和 6 年(不)第 3 号不当労働行為事件)
R7.12.9 (第 399 回)	秋保、浅井、 三井、大野、 武藤	不当労働行為救済申立のための第 1 回合議について (岐労委令和 6 年(不)第 2 号不当労働行為事件) 不当労働行為救済申立のための組合資格審査について (岐労委令和 6 年(不)第 4 号不当労働行為事件)
R7.12.24 (第 400 回)	浅井、大野、 武藤、寺本、 河合	行政訴訟の提起について (令和 7 年(行ウ)第 22 号労働委員会救済命令取消請求事件)

### 第3節 諸会議

令和7年の連絡協議会及び各連絡会議は次のとおりである。  
出席者については、当県からの出席者を記載している。

#### 1 連絡協議会

##### (1) 全国労働委員会連絡協議会総会

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.11.13～14 (秋保、武藤 筒井、栗本 安藤、一柳 局長 他職員1名)	東京都	1 講演 「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実」 (講師：元中央労働委員会会長 法政大学名誉教授 諏訪 康雄 氏) 2 議題検討 (1) 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について (中労委提案) (2) コロナ禍の教訓から学ぶ (中労委提案)

##### (2) 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.11.14 (安藤)	東京都	1 運営委員長及び副運営委員長の選出について 2 第81回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について 4 令和7年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況について 5 令和7年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について 6 80周年記念行事に関するこれまでの取組及び今後のスケジュールについて

(3) 中部地区労働委員会連絡協議会

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.10.23～24 〔岐阜県労働 委員会委員 及び職員〕	岐阜県	1 学校法人等における解雇・雇止め、処遇の引下げなどをめぐる事件について (愛知県提案) 2 争いの原因となった行為の発生から長期間経過した紛争に関する個別的労使紛争のあっせん申出の取扱いについて (福井県提案) 3 「財務状況の開示」や「組合員の定年後再雇用」を調整事項とするあっせんについて (三重県提案) 4 和解において、和解金の支払いを条項に入れる場合に、債務者に支払い能力が疑われる場合の対応について (岐阜県提案) 5 参与委員の忌避について (岐阜県提案)

## 2 連絡会議

### (1) 全国労働委員会会長連絡会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.6.13 (秋保 局長、係長)	和歌山県	1 講演 「今後の労働基準関係法制の検討課題」 (講師: 明治大学法学部教授 中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏) 2 議題懇談 和解の取組について (中労委提案)

### (2) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.6.12 (局長、係長)	和歌山県	1 議事 (1) 審査状況等について (説明: 中労委事務局審議官(審査担当)) (2) 調整事件等の概況について (説明: 中労委事務局審議官(調整、企画広報担当)) (3) その他 (説明: 中労委事務局) 2 議題懇談 (1) 外国人労働者に係る事案への対応について (中労委提案) (2) 事務局職員の人材育成等について (中労委提案)

(3) 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.5.22～23 〔秋保、武藤〕 課長	福井県	<p>1 講演 「近年における労働裁判の動向」 (講師:千葉大学大学院社会科学研究院教授 中央労働委員会地方調整委員 皆川 宏之 氏)</p> <p>2 議題検討</p> <p>(1) ユニオン・ショップ協定締結下における使用者の責務について (福井県提案)</p> <p>(2) 労働委員会の期日に出席する組合員の賃金保障に係る労使慣行について (石川県提案)</p> <p>(3) 有期労働契約で雇用された労働者の試用期間満了時の解雇をめぐる紛争の取扱いについて (三重県提案)</p> <p>(4) 精神疾患を有する労働者への労働委員会としての対応について (福井県提案)</p> <p>(5) (意見交換) 審査手続に不慣れな当事者への調査・審問での審査指揮について (富山県提案)</p>

(4) 中部地区労働委員会事務局長連絡会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.5.16 〔局長〕	石川県 (Web開催)	<p>1 自己紹介</p> <p>2 年間スケジュールの確認</p>
R7.9.3 〔局長〕	石川県 (Web開催)	<p>1 意見交換 委員が出席するブロック会議の議事録について (三重県提案)</p>

(5) 労働委員会事務局各主管課長会議

○ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.10.23 (課長)	東京都	1 労働組合法第2条の「主体」性について (報告:栃木県、静岡県、宮崎県) 2 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について (報告:東京都、大阪府) 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について

○ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R6.10.24 (課長)	東京都	1 調整業務の運営について (説明:中労委) 2 都道府県労働委員会からの事例報告等 (1)集团的労使紛争事件 (報告:福岡県) (2)個別的労使紛争事件 (報告:鳥取県) (3)事例集の参考資料の作成・提供について (報告:中労委) 3 都道府県労働委員会からの業務報告 (報告:静岡県、和歌山県、山口県)

○ 中部地区労働委員会事務局審査調整主管課長会議

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.7.25 (課長)	愛知県 (Web開催)	1 あっせん希望事項の修正等について (三重県提案) 2 外国人労働者への対応に要する通訳人について (福井県提案) 3 不当労働行為事件審査手続における調査調書の作成について (岐阜県提案) 4 マスコミへの公開について (岐阜県提案) 5 不当労働行為事件審査手続における審問の終結(結審)について (岐阜県提案) 6 (意見交換)不当労働行為の審査における、準備書面・書証等の取り扱いについて (石川県提案)

### 3 労委労協中部ブロック総会・研修会、ブロック幹事会、命令研究会

#### (1) 労委労協中部ブロック総会・研修会、ブロック幹事会

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
労委労協中部ブロック 2025年度幹事会  R7.2.7 (筒井)	岐阜県	1 報告・確認事項 2 議事事項 (1) 2024年度中部ブロック会計報告 (2) 2025年度中部ブロック予算(案) (3) 2025年度中部ブロック総会・研修会の開催 (4) 2025年「月間労委労協」会員寄稿の執筆者 (5) 労委労協中部ブロック2025年度会費納入 (6) 2026年度中部ブロック行事日程
2025年度労委労協中部 ブロック総会・研修会  R7.5.15 (筒井、栗本 北島、大宮 田中)	岐阜県	1 報告事項 (1) 各県報告 (2) 中部ブロック2024年度活動報告 (3) 中部ブロック2024年度会計報告 2 協議事項 (1) 中部ブロック2025年度活動計画(案) (2) 中部ブロック2025年度予算(案) (3) 中部ブロック幹事の選出 3 講演 「カスタマーハラスメントの現状と対策」 (講師: 岐阜県労働委員会会長 秋保 賢一 氏)

#### (2) 労委労協命令研究会

開催年月日 (出席者)	場所	議題等
R7.1.23 (筒井、大宮)	Web開催	テーマ: 「札幌明啓院不当労働行為事件 (中労委令和4年(不再)第29号)」 報告者: 宮本 礼一 中央労働委員会労働者委員
R7.7.10 (筒井、栗本 北島、大宮)	Web開催	テーマ: 「NHK ビジネススクリエイト不当労働行為事件 (東京都労委令和2年(不)第6号)」 報告者: 外圍 幸二 東京都労働委員会労働者委員
R7.10.16 (筒井、栗本 田中)	Web開催	テーマ: 「福山不当労働行為事件 (福岡県労委令和5年(不)第3号)」 報告者: 金光 千春 福岡県労働委員会労働者委員

#### 4 表彰

- ・秋保賢一前会長の労働委員会退任にあたり、永年職務に精励し、労働委員会制度の発展に顕著な功績があったとして、厚生労働大臣表彰状が贈呈された。
- ・三井栄元公益委員、北島あづさ元労働者委員の労働委員会委員退任にあたり、永年職務に精励し、労働委員会制度の発展に功労があったとして、厚生労働大臣感謝状が贈呈された。
- ・大野正博公益委員が、労働委員会委員として多年公共の福祉の増進に寄与し、功績顕著であるとして、令和7年度岐阜県各界功労者表彰(令和7年5月3日)を受けた。

#### 5 委員研修

毎年、中央労働委員会等の主催により、任命後2年以内の新任委員向けの研修が実施されている。また、平成28年度より、個別紛争処理制度に関する専門能力向上を図るための研修が実施されることとなった。

令和7年の委員研修の参加実績は次のとおりである。

##### ○令和7年度公労使委員合同研修

令和7年9月4、5日

- ・出席者 田中あさ子委員

## 第3章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 不当労働行為事件の概況

令和7年に当委員会が取り扱った不当労働行為事件の状況等は次のとおりとなっている。

#### 1 申立件数及び終結区分別

令和7年に取り扱った事件は、前年より繰り越された8件及び新規に申し立てられた2件の計10件となっており、3件が翌年に繰り越しとなっている。

第1表 申立件数及び終結区分一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
前年より繰越	3	5	8
新規申立	5	6	2
取扱件数	8	11	10
終 結	3	3	7
命 令	1	1	5
却 下			1
和 解	1	1	1
取 下 げ	1	1	
翌年に繰越	5	8	3

## 2 処理期間の状況等

当委員会の「審査期間の目標」は、1年3か月(平成27年7月～)としている。  
なお、審査の計画においては、個々の事案に応じ、極力迅速に解決すべく努力している。  
令和7年に終結した事件は7件で、その期間の状況は次のとおりである。

第2表 処理期間の状況一覧表

事件番号	申立年月日	終結年月日	処理日数	終結区分
5-4	R5.7.24	R7.5.2	649日	関与和解
5-5	R5.9.7	R7.3.28	569日	棄却
6-1	R6.6.7	R7.11.25	537日	一部救済
6-2	R6.7.5	R7.12.18	532日	一部救済
6-3	R6.7.24	R7.12.1	496日	一部救済
6-5	R6.10.31	R7.7.30	273日	却下
6-6	R6.12.10	R7.11.7	333日	全部救済

## 第2節 不当労働行為事件の概要

### 1 審査事件一覧表

(令和5年繰越)

事件番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
5-4	労働組合	建設業	不明	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	関与和解	◎三井、秋保
	R5.7.24				R7.5.2	(労)栗本 (使)安藤、景山
5-5	労働組合	製造業	216	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の手交と掲示	棄却	◎秋保、三井
	R5.9.7				R7.3.28	(労)筒井 (使)村瀬、一柳

(令和6年繰越)

事件番号	申立者	業種	従業者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
6-1	労働組合	サービス業	14	1 配転命令の撤回 2 退職処理の撤回・バックペイ 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の手交	一部救済	◎大野、武藤
	R6.6.7				R7.11.25	(労)北島、大宮 (使)安藤、今尾
6-2	労働組合	情報通信業	125	1 配転命令の撤回 2 団体交渉の応諾	一部救済	◎武藤、大野
	R6.7.5				R7.12.18	(労)筒井、栗本 (使)村瀬、景山

事件 番号	申立者	業種	従業 者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
6-3	労働組合	サービス業	23	1 原職復帰・バックペイ 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の手交と掲示	一部救済	◎秋保、浅井
	R6.7.24				R7.12.1	(労)栗本、北島 (使)村瀬、今尾
6-4	労働組合	製造業	40	1 不利益取扱いの撤回 2 団体交渉の応諾 3 陳謝文の手交と掲示	係属中	◎浅井、大野
	R6.7.24					(労)筒井、大宮 (使)安藤、一柳
6-5	労働組合	製造業	8,981	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の掲示	却下	◎秋保、武藤
	R6.10.31				R7.7.30	(労)栗本、田中 (使)一柳、景山
6-6	労働組合	建設業	25	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 陳謝文の手交と掲示	全部救済	◎浅井、三井
	R6.12.10				R7.11.7	(労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳

(令和7年)

事件 番号	申立者	業種	従業 者数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
7-1	組合員	卸売業・ 小売業	不明	1 不利益取扱いの撤回 2 報復的不利益取扱い の禁止 3 謝罪文の手交	係属中	◎武藤、三井※1、 河合※1
	R7.6.10					(労)筒井、北島※2、 堀田※2 (使)安藤、景山

事件 番号	申立者	業種	従業者 数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
7-2	労働組合	建設業	不明	1 報復的不利益取扱い の禁止 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の手交と掲示	係属中	◎浅井、大野
	R7.10.29					(劳)栗本、田中 (使)村瀬、一柳

◎印……審査委員長

※1……令和7年12月23日まで三井委員担当、同月24日から河合委員担当。

※2……令和7年12月23日まで北島委員担当、同月24日から堀田委員担当。

## 2 不当労働行為事件別取扱概要

### ○5-4 不当労働行為事件

・申立年月日	R5.7.24
・終結年月日	R7.5.2
・終結状況	関与和解
・申立～終結までの日数	649 日

#### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の未払賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交

#### 2 審査の状況

審査委員長 三井  
審査委員 秋保  
参与委員 (労)栗本  
(使)安藤、景山

令和 5 年 7 月 24 日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 7 回、審問を 1 回、和解協議を 1 回実施したところ、和解が成立し、令和 7 年 5 月 2 日、申立人から取下書の提出があり事件は終結した。

### ○5-5 不当労働行為事件

・申立年月日	R5.9.7
・終結年月日	R7.3.28
・終結状況	棄却
・申立～終結までの日数	569 日

#### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、中央労働委員会における和解のとおり、被申立人と申立人との間において締結された労働協約、とりわけユニオンショップ協定が有効であることを前提に、それを遵守し、従業員の組合への加入を妨害してはならない。
- (2)被申立人は、ユニオンショップ協定が有効であることを前提に、労働協約に関する団体交渉に誠実に応じなければならない。
- (3)謝罪文の手交と掲示

#### 2 審査の状況

審査委員長 秋保  
審査委員 三井  
参与委員 (労)筒井

(使)村瀬、一柳

令和5年9月7日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回、審問を2回実施し、令和6年10月17日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年3月27日に棄却命令を発出し、同年3月28日をもって事件は終結した。

### 3 その後の状況

申立人は、令和7年4月8日に再審査申立てを中央労働委員会に行った。

## ○6-1 不当労働行為事件

・申立年月日	R6.6.7
・終結年月日	R7.11.25
・終結状況	一部救済
・申立～終結までの日数	537日

### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の割増賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)被申立人は、組合員に対する令和6年6月27日付けの配転命令を撤回しなければならない。
- (3)被申立人は、組合員に対する令和6年7月7日付けの自己都合退職処理をなかったものとして取り扱い、令和6年7月8日から同年9月7日までは組合員と雇用関係があった取扱いにしなければならない。
- (4)被申立人は、組合員に対して、令和6年7月8日から同年9月7日までの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する年3分の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- (5)謝罪文の手交

### 2 審査の状況

審査委員長 大野  
審査委員 武藤  
参与委員 (労)北島、大宮  
(使)安藤、今尾

令和6年6月7日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回、審問を4回実施し、令和7年8月6日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年11月21日に救済命令を発出し、同月25日をもって事件は終結した。

## ○6-2 不当労働行為事件

・申立年月日	R6.7.5
・終結年月日	R7.12.18
・終結状況	一部救済
・申立～終結までの日数	532日

## 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人が申し入れた団体交渉の内容について、誠実に交渉しなくてはならない。
- (2)被申立人は、組合員に対する令和6年11月11日付けの配転命令を撤回し、現職場に復帰させなければならない。

## 2 審査の状況

審査委員長 武藤  
審査委員 大野  
参与委員 (労)筒井、栗本  
(使)村瀬、景山

令和6年7月5日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を5回、審問を3回実施し、令和7年8月22日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年12月17日に救済命令を発出し、同月18日をもって事件は終結した。

### ○6-3 不当労働行為事件

・申立年月日	R6.7.24
・終結年月日	R7.12.1
・終結状況	一部救済
・申立～終結までの日数	496日

## 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、団体交渉で約束した、組合員と被申立人との雇用関係等に係る文書回答を直ちに行わなければならない。
- (2)被申立人は、組合員に対する解雇を撤回し、同組合員を原職に復帰させなければならない。
- (3)被申立人は、組合員に対して、原職に復帰するまでの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する損害遅延金を支払わなければならない。
- (4)被申立人は、組合員に対して通告した試用期間の延長を撤回しなければならない。
- (5)被申立人は、申立人との団体交渉に応じなければならない。
- (6)謝罪文の手交と掲示

## 2 審査の状況

審査委員長 秋保  
審査委員 浅井  
参与委員 (労)栗本、北島  
(使)村瀬、今尾

令和6年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回、審問を2回実施し、令和7年7月29日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年11月28日に一部救済命令を発出し、同年12月1日をもって事件は終結した。

### 3 その後の状況

被申立人は、令和7年12月25日に岐阜県を被告とした救済命令取消請求訴訟を岐阜地方裁判所に提起し、なお係属中である。

#### ○6-4 不当労働行為事件

・申立年月日 R6.7.24
・係属中

##### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員に対する昇給、夏季一時金及び年末一時金支給における差別待遇を改めなければならない。
- (2)被申立人は、組合員に対し肉体的精神的苦痛を与える嫌がらせをしてはならない。
- (3)被申立人は、昇給及び夏季一時金に関する団体交渉において、回答や主張の根拠を具体的に説明し、必要な資料を提示するなど、誠実な交渉を行わなければならない。
- (4)被申立人は、労働環境に関する団体交渉において、主張を具体的に説明するなど、誠実な交渉を行わなければならない。
- (5)陳謝文の手交と掲示

##### 2 審査の状況

審査委員長 浅井  
審査委員 大野  
参与委員 (労)筒井、大宮  
(使)安藤、一柳

令和6年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を5回、審問を3回実施した。令和7年10月17日に結審した。事件はなお継続中である。

#### ○6-5 不当労働行為事件

・申立年月日 R6.10.31
・終結年月日 R7.7.30
・終結状況 却下
・申立～終結までの日数 273日

##### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人が申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- (2)謝罪文の掲示

##### 2 審査の状況

審査委員長 秋保  
審査委員 武藤  
参与委員 (労)栗本、田中  
(使)一柳、景山

令和6年10月31日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。公益委員会議における合議を経て、令和7年7月29日に却下決定を発出し、同月30日をもって事件は終結した。

### 3 その後の状況

申立人は、令和7年8月12日に再審査申立てを中央労働委員会に行った。

## ○6-6 不当労働行為事件

・申立年月日	R6.12.10
・終結年月日	R7.11.7
・終結状況	全部救済
・申立～終結までの日数	333日

### 1 請求する救済内容

- (1) 被申立人は、申立人所属の組合員の夏季賞与に関する団体交渉を、正当な理由なく拒否してはならない。
- (2) 被申立人は、申立人に対し、執行委員長以外の者を団体交渉の交渉担当者とするよう求めるなどして、組合の運営に支配介入してはならない。
- (3) 陳謝文の手交と掲示

### 2 審査の状況

審査委員長 浅井  
審査委員 三井  
参与委員（労）北島、大宮  
                  （使）村瀬、一柳

令和6年12月10日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を3回、審問を2回実施し、令和7年7月28日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年11月6日に全部救済命令を発出し、同月7日をもって事件は終結した。

### 3 その後の状況

被申立人は、令和7年12月5日に岐阜県を被告とした救済命令取消請求訴訟を岐阜地方裁判所に提起し、なお係属中である。

## ○7-1 不当労働行為事件

・申立年月日	R7.6.10
・係属中	

### 1 請求する救済内容

- (1) 被申立人は、組合活動を理由に、申立人に対し不利益取扱いをしてはならない。
- (2) 被申立人は、申立てを理由に、申立人に対し報復的不利益取扱いをしてはならない。

## 2 審査の状況

審査委員長 武藤

審査委員 三井※1、河合※1

※1……令和7年12月23日まで三井委員担当、同月24日から河合委員担当。

参与委員 (労)筒井、北島※2、堀田※2

※2……令和7年12月23日まで北島委員担当、同月24日から堀田委員担当。

(使)安藤、景山

令和7年6月10日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。事件はなお係属中である。

### ○7-2 不当労働行為事件

・申立年月日 R7.10.29
・係属中

#### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人らは、申立人の団体交渉態度及び不当労働行為救済申立てを理由として、申立人執行委員長に対し、損害賠償請求訴訟をするなどの不利益な取扱いをしてはならない。
- (2)被申立人らは、申立人執行委員長に対する損害賠償請求訴訟により、申立人執行委員長が応訴により被る経済的不利益の相当額を支払わなければならない。
- (3)被申立人らは、申立人執行委員長に対する損害賠償請求訴訟を提起することにより、同委員長を威嚇し、申立人組合の組織・運営に干渉することにより、申立人の弱体化をしようとするなどして、組合の運営に支配介入してはならない。
- (4)謝罪文の手交と掲示

## 2 審査の状況

審査委員長 浅井

審査委員 大野

参与委員 (労)栗本、田中

(使)村瀬、一柳

令和7年10月29日に申立人から救済申立てを受けた本事件はなお係属中である。

## 第3節 再審査及び行政訴訟

### 1 再審査事件の概要

都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたとき、労働組合若しくは労働者又は使用者は、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる(労働組合法第27条の15)。

令和7年3月27日に発出した岐労委令和5年(不)第5号事件の棄却命令に対して、同年4月8日、申立人は中央労働委員会へ再審査を申し立てた。なお、係属中である。

令和7年7月29日に発出した岐労委令和6年(不)第5号事件の却下決定に対して、同年8月12日、申立人は中央労働委員会へ再審査を申し立てた。なお、係属中である。

### 2 行政訴訟事件の概要

都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたとき、労働組合又は労働者は6か月以内に、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをしない場合に限り30日以内に、それぞれ裁判所へ救済命令等の取消しの訴えを提起することができる(行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項)。

令和7年11月6日に発出した岐労委令和6年(不)第6号事件の救済命令に対して、同年12月5日、被申立人は岐阜県を被告とした救済命令取消請求訴訟を岐阜地方裁判所に提起した。なお、係属中である。

令和7年11月28日に発出した岐労委令和6年(不)第3号事件の救済命令に対して、同年12月25日、被申立人は岐阜県を被告とした救済命令取消請求訴訟を岐阜地方裁判所に提起した。なお、係属中である。

## 第4節 救済命令等の確定及び不履行通知

### 1 救済命令等の確定

救済命令等の交付を受けた当事者が、再審査の申立てをせず、取消しの訴えを提起しないときは、当該救済命令等は確定する。

### 2 救済命令の不履行通知

使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる(労働組合法第27条の13第2項)。

使用者が確定した救済命令等に従わないとして、令和7年に当委員会が裁判所に通知した事件は1件である。

事件番号	命令した救済内容	命令不履行の内容	使用者に対する		裁判所への通知年月日	裁判所の決定
			命令交付年月日	命令確定年月日		
5-2	団体交渉応諾	団体交渉応諾	R6.6.20	R6.7.23	R7.9.10	—

## 第4章 労働争議の調整

### 第1節 調整事件の概況

令和7年に当委員会が取り扱った調整事件の状況は次のとおりとなっている。

#### 1 調整方法及び終結区分別

令和7年に取り扱った事件は、「あっせん」のみで3件となっている。また、終結区分別でみると、「解決」が2件、「取下げ」が1件となっている。

第1表 調整方法区分別取扱件数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
前年から繰越	2	1	1
新規申請	1	4	2
取扱件数	3	5	3
あっせん	3	5	3
調 停			
仲 裁			
終 結	2	4	3
解 決	2	2	2
打 切 り		1	
取 下 げ		1	1
不 開 始			
翌年に繰越	1	1	0

## 2 申請者別

申請者別でみると、労働組合からの申請が3件となっている。

第2表 申請者別取扱件数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
労働組合	2	5	3
使用者	1		
双 方			
計	3	5	3

### 3 業種別

業種別でみると、「製造業」が1件、「建設業」が1件、「医療、福祉」が1件となっている。

第3表 業種別取扱件数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
製 造 業			1
食 料 品			
織 維 工 業			
木材・木製品			
パルプ・紙・紙加工品			
窯業・土石製品			
金 属 製 品			
はん用機械器具			
業務用機械器具			
その他の製造業			1
建 設 業		1	1
情 報 通 信 業			
運 輸 業、郵 便 業		1	
卸 売 業、小 売 業			
学術研究、専門・技術 サービス業			
宿泊業、飲食サービス業			
生活関連サービス業、娯楽業			
教育、学習支援業			
医 療、福 祉		1	1
サ ー ビ ス 業	2	2	
そ の 他 の 産 業	1		
計	3	5	3

※業種が1事件で2項目以上に該当する場合があるため、取扱事件数とは一致しない。

#### 4 調整事項別

調整事項別でみると、「賃金等」が3件、「労働条件」が1件、「経営又は人事」が2件、「団交促進」が1件、「その他」が1件となっている。

第4表 調整事項別取扱件数一覧表

(件)

区 分		令和5年	令和6年	令和7年
取 扱 件 数		3	5	3
組合承認・組合活動				
協約締結・全面改定				
協約効力・解釈				
賃 金 等	賃 金 増 額			
	一 時 金		2	
	諸 手 当		2	1
	その他賃金関係	1	1	1
	退職一時金・年金			
	解雇手当・休業手当	1	1	1
労 働 条 件	労 働 時 間			
	休 日 ・ 休 暇			
	作業方法の変更			
	定 年 制			
	その他の労働条件			1
経 営 又 は 人 事	事業廃止・事業縮小			
	企業合併・営業譲渡			
	人 員 整 理			
	配 置 転 換			
	解 雇		2	1
	その他経営・人事			1
福 利 厚 生				
団 交 促 進		1	1	1
事 前 協 議 制				
そ の 他				1
計		3	9	8

※「区分」は、都道府県労働委員会状況報告要領第20号様式の「11. 調整事項」の区分による。調整事項が1事件で2項目以上に該当する場合があるため、取扱件数とは一致しない。

## 5 従業員規模別

従業員の規模別で見ると、「50人未満」が2件、「100人～299人」が1件となっている。

第5表 従業員規模別取扱件数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
50人未満	2	3	2
50人～99人			
100人～299人		1	1
300人～499人			
500人～999人	1	1	
1,000人以上			
不 明			
計	3	5	3

## 6 調整回数別

調整回数別でみると、指名前の取下げが1件、調整1回が1件、調整2回が1件となっている。

第6表 調整回数別取扱件数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
不開始・指名*前打切り			
指名*前の取下げ			1
指名*後の取下げ			
1 回		2	1
2 回	2	1	1
3 回		1	
計	4	7	3
1件当たりの平均回数	2	2	1
翌年に繰越	1	1	0

※「指名」とは、調整員の指名をいう。

## 7 処理期間の状況等

当委員会の処理期間の状況等は次のとおりとなっている。

第7表 処理期間の状況一覧表

事件番号	申請年月日	終結年月日	調整回数	処理日数	終結区分
6-4	R6.10.15	R7.1.22	2回	100日	解決(あっせん案受諾)
7-1	R7.1.7	R7.6.10	1回	155日	解決(あっせん案受諾)
7-2	R7.6.2	R7.7.7	0回	36日	取下げ

## 第2節 調整事件の概要

### 1 調整事件一覧表 (令和6年繰越)

事件 番号	申請者	業 種	組合員数※1	調 整 事 項	調 整 年 月 日	終結区分	調整員
	申請年月日		従業者数			終結年月日	
6-4	労働組合	医療、福祉	5 (5)	(あっせん) 雇用維持及び賃金補償 と不利益取扱いの禁止	R6.12.11 R7.1.22	解決 (あっせん案受諾)	(公)武藤 (労)筒井 (使)今尾
	R6.10.15		26			R7.1.22	

※組合員数欄の( )は当該事業所内での組合員数

### (令和7年)

事件 番号	申請者	業 種	組合員数※1	調 整 事 項	調 整 年 月 日	終結区分	調整員
	申請年月日		従業者数			終結年月日	
7-1	労働組合	製造業	203 (1)	(あっせん) 深夜割増賃金及び残業 手当の支払い	R7.5.12	解決 (あっせん案受諾)	(公)大野 (労)栗本 田中 (使)景山
	R7.1.7		5			R7.6.10	
7-2	労働組合	建設業	55 (1)	(あっせん) 団交再開と組合員の休 職に係る補償等	-	取下げ	-
	R7.6.2		101			R7.7.7	

※組合員数欄の( )は当該事業所内での組合員数

2 調整事件別取扱概要  
(令和6年繰越)

事 件 番 号	6-4		
調 整 区 分	あ っ せ ん		
業 種	医療、福祉		
申 請 者	労 働 組 合		
申 請 年 月 日	R6.10.15		
従業員数	組合員数	26 名	5(5)名 ※
調 整 事 項	雇用維持及び賃金補償と不利益取扱いの禁止		
主張の対立点	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別事業所での雇用継続を認められたのに、現事業所の休止以降勤務表が提示されず、残務処理をしている。</li> <li>・現事業所の休止に伴い、夜勤が出来ず収入が減少しているため、賃金補償を求める。</li> <li>・理事長から、団体交渉や日常の職員面談等の場で組合を敵視した不当な言動を受けている。</li> </ul>	
	使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の休止後は、残務処理と自宅待機(勤務扱い)とした。自宅待機扱いとしたのは、受け入れ体制を整えるためだった。</li> <li>・別事業所で雇用を継続した。</li> <li>・賃金補償について、事業所休止期間分の夜勤手当を支払うことはできない(夜勤に従事していないため)。</li> <li>・組合側の主張は、組合側に都合の良い部分のみを切り取っている。</li> </ul>	
調 整 経 過	<p>令和6年10月25日にあっせん員を指名し、同年12月11日に第1回あっせんを、令和7年1月22日に第2回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、双方の譲歩があったことから、あっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。</p> <p>【あっせん案(要旨)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被申請者は、本件に関する 解決金として金〇円を、申請者が指定する金融機関口座に振り込んで支払うこととする。</li> <li>2 被申請者は、組合員を含む従業員が相談できる相談窓口を、弁護士等に依頼して設置することとする。</li> <li>3 申請者は、被申請者の発言が組合員を敵視する発言やパワーハラスメント等の疑いがある場合には、被申請者が設置する相談窓口等に相談し、解決を図るものとする。</li> <li>4 申請者及び被申請者は、本件あっせんの内容を申請者においては組合員以外の第三者に、被申請者においては役員及び当該事務担当者以外の第三者に開示しないこととする。</li> <li>5 申請者及び被申請者は、グループホームが休止したことに伴う賃金に関する争いが解決したことを相互に確認する。</li> <li>6 申請者及び被申請者は、利用者に対するサービスの向上を目指し互いに協力して風通しの良い職場環境づくりに努めるものとする。</li> </ol>		

終結年月日 <small>(申請～終結までの日数)</small>	結 果	R7.1.22 (100日)	解決
争議行為の形態		な し	
調 整 員	調整回数	(公) 武藤 (労) 筒井 (使) 今尾	2回

※( )は当該事業所内での組合員数

(令和7年)

事 件 番 号	7-1		
調 整 区 分	あ っ せ ん		
業 種	製造業		
申 請 者	労 働 組 合		
申 請 年 月 日	R7.1.7		
従業員数	組合員数	5 名	203(1) 名 ※
調 整 事 項	深夜割増賃金及び残業手当の支払い		
主張の対立点	労	<ul style="list-style-type: none"><li>・深夜労働1時間につき割増賃金〇円を支給すべきところ、支給されていなかった。</li><li>・タイムカードの勤務記録によると、定時を超過した残業時間について、30分未満の端数がカットされ割増賃金が計算されている。</li><li>・労働基準法の規定では、月単位で30分未満の端数をカットすることは認められているが、日単位で30分未満の端数をカットすることは認められていない。</li><li>・組合員に割増賃金の未払分を支払うことを要求する。</li></ul>	
	使	<ul style="list-style-type: none"><li>・組合員の時給の内訳には、固定深夜手当が含まれている。</li><li>・固定深夜手当は、深夜労働の有無にかかわらず、労働時間に応じて支給するものであり、組合の主張する深夜労働に係る割増賃金は既に支給されていることになる。</li><li>・このことは労働条件通知書に記載し、組合員にも当時説明した。</li><li>・タイムカードに記録された時間には、実際に業務に従事した時間以外の時間も含まれており、組合側の主張には応じられない。</li></ul>	
調 整 経 過	<p>令和7年2月21日にあっせん員を指名し、同年5月12日に第1回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、解決金について双方の譲歩があったことから、あっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。</p> <p>【あっせん案(要旨)】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 被申請者は、本件あっせんの解決金として金〇円の支払義務があることを認める。</li><li>2 被申請者は、前項の金員を申請者が指定する金融機関に振り込んで支払うものとする。</li><li>3 期限の利益の喪失条項</li><li>4 清算条項</li><li>5 秘密保持条項</li></ol>		
終結年月日 (申請～終結までの日数)	結 果	R7.6.10 (155 日)	解決
争議行為の形態	な し		
調 整 員	調整回数	(公) 大野 (労) 栗本、田中 (使) 景山	1 回

※( )は当該事業所内での組合員数

事 件 番 号		7-2	
調 整 区 分		あ っ せ ん	
業 種		建設業	
申 請 者		労 働 組 合	
申 請 年 月 日		R7.6.2	
従業員数	組合員数	101 名	55(1)名 ※
調 整 事 項		団交再開と組合員の休職に係る補償等	
主張の対立点		労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員による直接交渉及び労働審判の申立ては正当な団体交渉の打ち切り理由にならない。</li> <li>・フルリモートから出社勤務への復帰について、団体交渉において合意したにもかかわらず半年以上経過しても実現していない。</li> <li>・組合員の傷病について、会社が業務上の傷病か否か判断できない理由が不明。</li> <li>・組合員の懲戒処分は懲戒権の濫用であり撤回されるべきである。</li> <li>・会社がハラスメントの行為者に対する処分を行わないことは不適當である。</li> <li>・ハラスメントを認めずに二次加害的な行為を行う会社の対応は、ハラスメント被害者(組合員)の不利益取扱いに当たる。</li> </ul>
		使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上の傷病か否かは労基署の判断に従う。</li> <li>・組合員への懲戒処分は就業規則に基づき適切に行われたものである。</li> <li>・組合が主張する加害者の行為はハラスメントには該当せず、会社は適切に対応している。</li> </ul>
調 整 経 過		令和7年7月7日、申請者から申請の取下げがあり、終結した。	
終結年月日 (申請～終結までの日数)	結 果	R7.7.7 (36 日)	取下げ
争議行為の形態		—	
調 整 員	調整回数	—	—

※( )は当該事業所内での組合員数

### 第3節 争議行為予告通知及び実情調査

#### 1 争議行為予告通知

令和7年の労働関係調整法第37条に基づく争議行為予告通知は、次のとおりとなっている。

番号	通知者 (所在地)	受付 年月日	争議事項	争議行為 予定日	争議行為 実施場所	実情調査 の有無
7-1	岐阜県民主医療機 関連合会 労働組合 (岐阜市)	R7.3.7	賃上げに関する要求 手当に関する要求 人事に関する要求 職場環境に関する要求等	R7.3.24 ～ R7.4.30	岐阜市北山 みどり病院 他2か所	有
7-2	岐阜県民主医療機 関連合会 労働組合 (岐阜市)	R7.11.11	賃上げに関する要求 手当に関する要求 人事に関する要求 職場環境に関する要求等	R7.11.25 ～ R7.12.31	岐阜市北山 みどり病院 他2か所	有

#### 2 争議行為の実情調査

令和7年の労働委員会規則第62条の2に基づく争議行為の実情調査は、次のとおりとなっている。

番号	業種	争議の目的 (調査事項)	調査開始 年月日	調査終結 年月日	備考
6-2	医療、福祉	年間一時金の増額 看護部門等の増員 各種制度の新設又は改善等	R6.11.26	R7.1.22	-
7-1	医療、福祉	賃上げに関する要求 手当に関する要求 人事に関する要求 職場環境に関する要求等	R7.3.24	R7.4.25	-
7-2	医療、福祉	賃上げに関する要求 手当に関する要求 人事に関する要求 職場環境に関する要求等	R7.11.25	調査 係属中	-

# 第5章 個別的労使紛争あっせん

## 第1節 個別的労使紛争あっせんの概況

令和7年に当委員会が取り扱った個別的労使紛争あっせんの状況は次のとおりとなっている。

### 1 申出件数及び調整回数

申出のあった紛争は6件となっている。なお、調整回数は2回となっている。

第1表 申出件数及び調整回数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
前年から繰越	0	1	1
申出件数	1	2	6
調整回数	0	1	2

### 2 終結区分別

終結が4件、翌年繰越が3件となっている。

第2表 終結区分別取扱件数一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
前年から繰越	0	1	1
新規申出	1	2	6
取扱件数	1	3	7
終 結	0	2	4
解決			1
打切り		1	1
取下げ			
不開始		1	2
翌年に繰越	0	1	3

### 3 処理期間の状況等

当委員会の処理期間の状況等は次のとおりとなっている。

第3表 処理期間の状況一覧表

(件)

事件番号	申出年月日	終結年月日	処理日数	終結区分
6-2	R6.12.3	R7.2.20	80	打切り
7-1	R7.6.12	R7.6.24	13	不開始
7-2	R7.7.3	R7.7.24	22	不開始
7-3	R7.9.27	-	-	係属中
7-4	R7.11.4	R7.12.19	46	解決
7-5	R7.11.6	-	-	係属中
7-6	R7.12.12	-	-	係属中

#### 4 調整事項別

調整事項別でみると、「経営または人事」が3件、「賃金等」が3件、「職場の人間関係」が5件、「その他」が1件となっている。

第4表 調整事項別取扱件数一覧表

(件)

区 分		令和5年	令和6年	令和7年
取 扱 件 数		1	2	7
経 営 又 は 人 事	解 雇			2
	配置転換、出向・転籍			1
	復 職			
	懲 戒 処 分			
	退 職			
	勤務延長、再雇用			
	その他経営又は人事		1	
賃 金 等	賃 金 未 払 い		1	
	賃 金 増 額			
	賃 金 減 額			
	一 時 金			
	退 職 一 時 金		1	1
	解 雇 ・ 休 業 手 当			1
	諸 手 当		1	1
	そ の 他 賃 金 年 金			
労 働 条 件 等	労 働 契 約			
	休 日 ・ 休 暇			
	年 次 有 給 休 暇			
	育 児 ・ 介 護 休 業			
	時 間 外 労 働			
	安 全 ・ 衛 生			
	福 利 ・ 厚 生 制 度			
	社 会 ・ 労 働 保 険			
	そ の 他			
職 場 の 人 間 関 係 (パワハラなど)		1	2	6
そ の 他				1
計		1	6	13

(注)調整事項が1事件2項目以上に該当する場合があるため、取扱事件数とは一致しない。

## 第2節 個別的労使紛争あっせんの概要

### 1 個別的労使紛争あっせん一覧表

事件 番号	申出者	業種	あっせん事項	あっせん 年月日	終結状況	あっせん員
	申出年月日				終結年月日	
6-2	労働者	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職金の満額支給</li> <li>精神的苦痛に対する補償</li> <li>未払残業代の支払</li> </ul>	R7.2.20	打切り	(公)浅井 (労)筒井 (使)安藤
	R6.12.3				R7.2.20	
7-1	労働者	専門・技術 サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーハラスメントと思われる発言を繰り返さないこと</li> </ul>	-	不開始	-
	R7.6.12				R7.6.24	
7-2	労働者	宿泊業、 飲食サー ビス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハラスメント対応の改善及び関係法令の遵守</li> </ul>	-	不開始	-
	R7.7.3				R7.7.24	
7-3	労働者	医療、福 祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーハラスメントによる精神障害等に関する損害賠償</li> <li>謝罪文書の交付</li> <li>再発防止策の公開</li> </ul>	-	係属中	(公)武藤 (労)田中 (使)今尾
	R7.9.27					
7-4	労働者	医療、福 祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神的苦痛に対する補償</li> <li>解雇理由の説明</li> </ul>	R7.12.19	解決	(公)浅井 (労)筒井 (使)安藤
	R7.11.4				R7.12.19	
7-5	労働者	宿泊業、 飲食サー ビス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>有給未消化分の賃金相当額及び解雇予告手当の支払</li> <li>精神的苦痛に対する補償</li> </ul>	-	係属中	-
	R7.11.6					

事件 番号	申出者	業種	あつせん事項	あつせん 年月日	終結状況	あつせん員
	申出年月日				終結年月日	
7-6	労働者	製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置転換の希望</li> <li>・職場に対する休職理由の適切な説明</li> </ul>	-	係属中	-
	R7.12.12					

## 2 個別的労使紛争あっせん別取扱概要

(令和6年繰越)

事 件 番 号	6-2		
業 種	サービス業		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R6.12.4		
従 業 員 数	770名		
紛 争 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金の満額支給</li> <li>・精神的苦痛に対する補償</li> <li>・未払残業代の支払</li> </ul>		
当事者の主張	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1四半期に納品した売上を第2四半期に計上されたことで、報奨金が減額された。理由を書面で出すよう求めたら、自分を悪者にした情報が広まり、居場所がなくなっていった。</li> <li>・増員を巡る部長との面談時、パワハラ発言を受けた。その際、退職するから退職金満額と給料2か月分を支給するよう伝えしたが、満額支給されなかった。</li> <li>・退職届には自己都合と書いたが、原因は会社にある。</li> <li>・在籍時、冬は除雪作業があり、朝時半から出勤していた。その分の残業代を求めても、地域性で処理された。</li> <li>・タイムカードを上司が勝手に押したり、自宅に社用PCを持って帰って仕事をして、残業代が払われないことがあった。</li> </ul>	
	使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上を巡るトラブルについて、申出者や事業所名を明かした上で誤った情報が流布した事実はない。</li> <li>・部長のパワハラ発言について、調査した結果、精神的苦痛を生じさせるような発言だったとまでは言えなかった。</li> <li>・部長との面談時に、退職金満額と2か月分の支給を求められた記録はない。</li> <li>・退職の申出を受けて、会社として引き留めたものの、申出者が退職届を置いて行った。</li> <li>・除雪作業は、上長が指示したのではなく記録もないが、弁護士相談の結果、数万円を支払う予定でいる。</li> <li>・そのほかの残業代について、記録もなく支払いようがない。</li> </ul>	
あっせん経過	<p>令和7年1月16日にあっせん員を指名し、同年2月20日に第1回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行った。あっせん員から労使双方に説諭するも、労使双方の事実の認識に大きな隔たりがあり、これ以上あっせんに継続しても解決の見込みがないと判断されたため、打ち切りとなった。</p>		
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	R7.2.20 (80日)	打ち切り
あっせん員	あっせん回数	(公)浅井 (労)筒井 (使)安藤	1回

(令和7年)

事 件 番 号	7-1		
業 種	専門・技術サービス業		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R7.6.12		
従 業 員 数	不明		
紛 争 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメントと思われる発言を繰り返さないこと</li> </ul>		
当事者の主張	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネージャーから、過去の言動について強く非難され、精神的な圧力を感じた。</li> <li>・マネージャーから、人格を否定されるような発言を受けた。</li> <li>・勤務日数について相談したところ、中学生の職場体験中であることを理由に「大人としておかしい。」と非難された。</li> <li>・今後このような言動が繰り返されないよう、職場環境の改善を希望する。</li> </ul>	
	使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多少厳しい言葉はあったかもしれないが、申出者が主張するような人格否定等のハラスメントに該当するものではないと認識している。</li> <li>・職場環境の改善には日頃から取り組んでおり、あっせんで解決すべき内容ではないと考える。</li> </ul>	
あっせん経過		被申出者から、あっせんに応じる意思がない旨の意思表示があり、不開始となった。	
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	R7.6.24 (13日)	不開始
あっせん員	あっせん 回 数	—	—

事 件 番 号	7-2		
業 種	宿泊業、飲食サービス業		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R7.7.3		
従 業 員 数	不明		
紛 争 内 容	ハラスメント対応の改善及び関係法令の遵守		
当事者の主張	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職から無視されており、人間関係の切り離しというパワハラに該当する。</li> <li>・役員を交えて話し合いを行ったところ、退職を促された。</li> <li>・管理職と連絡が取れないことから、臨時休業にしたところ、無断で仕事を放棄したと指摘された。</li> <li>・ハラスメントについて会社と話しても、公平中立な立場で話を聞いてもらえない。</li> <li>・会社にはハラスメントを認めて、関係法規を遵守した対応をしてもらいたい。</li> </ul>	
	使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者を交えた話し合いの場を設けようとしても、応じてもらえなかった。</li> <li>・申出者の態度や言動を鑑み、解雇予告通知書を発出した</li> <li>・今後のことは会社で対応するため、あっせんには応じない。</li> </ul>	
あっせん経過		被申出者から、あっせんに応じる意思がない旨の意思表示があり、不開始となった。	
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	R7.7.24 (22 日)	不開始
あっせん員	あっせん回数	—	—

事 件 番 号	7-3		
業 種	医療、福祉		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R7.9.27		
従 業 員 数	不明		
紛 争 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメントによる精神障害等に関する損害賠償</li> <li>・謝罪文書の交付</li> <li>・再発防止策の公開</li> </ul>		
当事者の主張	労	看護部長によるパワーハラスメント(不当なシフト変更・名誉棄損・侮辱発言等)により、うつ病や適応障害を発症し、休職を余儀なくされた。	
	使	—	
あっせん経過		係属中	
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	係属中	
あっせん員	あっせん回数	(公) 武藤 (労) 田中 (使) 今尾	—

事 件 番 号	7-4		
業 種	医療、福祉		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R7.11.4		
従 業 員 数	不明		
紛 争 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的苦痛に対する補償</li> <li>・解雇理由の説明</li> </ul>		
当事者の主張	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社理事から事実と異なる内容を流布され、とても混乱し苦痛を感じた。会社に相談しても、対応してもらえなかった。</li> <li>・会社で採用され、会社から給与が支払われているにも関わらず、別会社が経営する A 事業所の経営悪化を理由に解雇されるのは納得できない。</li> <li>・突然解雇予告通知書を渡された。解雇予告に際し、配置転換や時短勤務等の提案もなかった。</li> <li>・会社代表や会社理事から、解雇理由について何も説明がなかった。</li> </ul>	
	使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社理事の言動について、補償を要するような精神的苦痛を与えたとは考えていないし、相談に対し適切に対応してきた。</li> <li>・元々、別会社が経営する A 事業所の経営拡大のために申出者を採用した。</li> <li>・別会社の経営状況から人件費を捻出することが出来なかったため、会社と契約を締結する形を取った。</li> <li>・A 事業所の責任者は申出者であり、その分他の従業員よりも高い給与を支払っている。</li> <li>・A 事業所が赤字であることは以前から申出者に説明してきた。</li> <li>・A 事業所の経営状況をもとに、整理解雇の判断をしており、申出者には解雇予告通知書をもとに淡々と説明した。</li> </ul>	
あっせん経過	<p>令和 7 年 11 月 20 日にあっせん員を指名し、同年 12 月 19 日に第 1 回あっせんを行った。労使双方の主張の調整を行ったところ、解決金について被申出者の譲歩があったことから、あっせん案を提示した。労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。</p> <p>【あっせん案(要旨)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申出者は、次項以降の解決金の支払い等がなされることを条件に、被申出者の都合により被申出者を退職する。</li> <li>2 被申出者は、本件あっせんの解決金として金〇円を、申出者の在職時における給与振込口座に振り込んで支払うものとする。</li> <li>3 被申出者は、申出者に対し、A 事業所の事業に貢献してきたことについて、謝意を表する。</li> <li>4 口外禁止条項</li> </ol>		
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	R7.12.19 (46 日)	解決 (あっせん案受諾)
あっせん員	あっせん 回 数	(公) 浅井 (労) 筒井 (使) 安藤	1 回

事 件 番 号	7-5		
業 種	宿泊業、飲食サービス業		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R7.11.6		
従 業 員 数	不明		
紛 争 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有給未消化分の賃金相当額及び解雇予告手当等の支払</li> <li>・解雇手続きに係る精神的苦痛に対する補償</li> </ul>		
当事者の主張	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバイトのシフト調整に使用している LINE のグループから突然退会させられた。</li> <li>・退会后、勤務に関する連絡が届かず、事実上の解雇状態になった。</li> </ul>	
	使	-	
あっせん経過		係属中	
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	係属中	
あっせん員	あっせん回数	-	-

事 件 番 号	7-6		
業 種	製造業		
申 出 者	労働者		
申 出 年 月 日	R7.12.12		
従 業 員 数	不明		
紛 争 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置転換の希望</li> <li>・職場に対する休職理由の適切な説明</li> </ul>		
当事者の主張	労	上司のパワーハラスメント(胸ぐらを掴む・過度な叱責等)により適応障害を発症し、休職を余儀なくされた。	
	使	-	
あっせん経過		係属中	
終結年月日 (申出～終結までの日数)	結 果	係属中	
あっせん員	あっせん回数	-	-

## 第6章 労働組合の資格審査

令和7年に当委員会が取り扱った労働組合の資格審査の状況は次のとおりとなっている。

### 1 申請状況

令和7年に取り扱った件数は11件となっている。また、申請理由別にみると、不当労働行為に伴うものが8件、委員推薦に伴うものが3件となっている。

第1表 申請理由別一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
前年より繰越	3	5	5
新規申請	8	6	6
取扱件数	11	11	11
不当労働行為救済申立	8	8	8
委員推薦	3	3	3
法人登記			
その他			

### 2 終結状況

終結区分別にみると、9件は適合、2件は取下げとなっている。

第2表 終結区分別一覧表

(件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
取扱件数	11	11	11
終 結	6	6	11
適 合	4(0)	4(0)	9(0)
不 適 合			
打切り・取下げ	2(0)	2(0)	2(0)
翌年に繰越	5	5	0

(注) 表中( )内は補正勧告を行った件数であり、内数である。

## 第7章 岐阜県労働委員会の取組

### 1. 労使紛争解決手段の認知度の向上

個別労働関係紛争処理制度周知月間(10月)を中心に、県の各種広報媒体の活用や、関係機関との連携・協力により重点的な広報活動を実施するとともに、労働団体・使用者団体等への制度周知、ホームページの更新・充実等を通じて、利用者の立場からの労使紛争解決手段の認知度向上を図った。

#### 【令和7年の取組】

##### ① 電子申請の導入

労働委員会の各種手続について、電子申請を導入し、ホームページからの申請を可能とした。

##### ② ポスターの掲示やリーフレットの配布

県内の金融機関やスーパー等の店舗においてポスターを掲示するとともに関係機関にリーフレットを配布。

##### ③ メルマガ等への広報掲載

関係機関の機関誌やメールマガジンへの広報掲載

##### ④ 労働委員会ホームページのQRコードの掲載

労働委員会ホームページのQRコードをポスターやリーフレットに掲載

##### ⑤ 関係機関との連携

個別労働紛争解決制度について各関係機関の制度を紹介するパンフレットをホームページに相互に掲載するなど、関係機関との連携を行った。

### 2. 委員及び事務局職員の資質を向上するための方策

#### (1) 外部講師を招聘し研修を実施

##### ○「カスタマーハラスメント対策について」(3月)

講師:成蹊大学法学部 教授(中央労働委員会東日本区域地方調整委員)原 昌登氏

#### (2) 委員による勉強会の開催

##### ○テーマ「企業におけるエンゲージメントの重要性とイマオコーポレーションにおけるエンゲージメント向上策のご紹介」(1月)

講師:使用者委員 今尾任城委員

##### ○テーマ「建設的会話」(7月)

講師:公益委員 浅井直美会長代理(当時)

##### ○テーマ「岐阜一般労働組合における障害者就労支援の取り組み」(11月)

講師:労働者委員 北島あづさ元委員

#### (3) 委員研修への参加

##### ○令和7年度公労使委員合同研修(9月)

出席者:労働者委員 田中あさ子委員

### 3. 不当労働行為事件審査の迅速かつ的確な実施

(1) 不当労働行為事件の審査については、平成 27 年 7 月から審査期間の目標を従来の 1 年 6 か月から 1 年 3 か月とする。

(2) 審査期日を設定する際、事案に応じ、可能であれば複数回の調査期日を設定したり、必ずしも委員全員の出席に拘らない期日の設定を行うなど迅速化に努める。(平成 27 年度から)

<参考> 審査期間の目標達成状況

	申立年月日	終結年月日	処理日数		終結区分
				達成	
H26 不 1 号事件	H26.6.5	H27.11.11	525 日	○	一部救済命令
H26 不 2 号事件	H26.6.5	H27.5.15	345 日	○	自主和解
H27 不 1 号事件	H27.6.5	H28.11.25	540 日	○	取下げ
H27 不 2 号事件	H27.6.10	H27.6.12	3 日	○	取下げ
H27 不 3 号事件	H27.12.28	H29.3.29	458 日	×	一部救済命令
H28 不 1 号事件	H28.1.4	H29.1.31	394 日	○	和解
H28 不 2 号事件	H28.3.29	H28.6.9	73 日	○	自主和解
H28 不 3 号事件	H28.4.27	H28.6.3	38 日	○	取下げ
H28 不 4 号事件	H28.8.22	H30.3.15	571 日	×	和解
H29 不 1 号事件	H29.4.17	H29.12.18	246 日	○	和解
H29 不 2 号事件	H29.7.25	H29.12.7	136 日	○	和解
H29 不 3 号事件	H29.11.14	H30.12.17	399 日	○	和解
R1 不 2 号事件	R1.10.11	R1.11.29	50 日	○	取下げ
H29 不第4号事件 (H31 不1号事件併合)	H29.12.1	R2.8.18	992 日	×	取下げ
R2 不 2 号事件	R2.4.23	R2.10.6	167 日	○	取下げ
R2 不 4 号事件	R2.10.9	R2.11.12	35 日	○	取下げ
H30 不 1 号事件	H30.7.17	R3.2.11	941 日	×	一部救済命令
R2 不 3 号事件	R2.8.20	R3.4.2	226 日	○	和解
R3 不 1 号事件	R3.3.4	R3.4.14	42 日	○	取下げ
R2 不 1 号事件	R2.4.17	R3.11.2	565 日	×	一部救済命令
R3 不 3 号事件	R3.8.31	R4.1.17	140 日	○	和解
R4 不 1 号事件	R4.1.7	R4.2.28	53 日	○	取下げ
R4 不 2 号事件	R4.1.7	R4.4.27	111 日	○	和解
R3 不 2 号事件	R3.3.25	R5.9.1	891 日	×	一部救済命令
R4 不 3 号事件	R4.8.9	R5.9.7	395 日	○	取下げ
R4 不 4 号事件	R4.9.15	R5.9.22	373 日	○	関与和解
R5 不 3 号事件	R5.7.24	R6.3.18	239 日	○	関与和解
R5 不 2 号事件	R5.5.9	R6.6.20	409 日	×	全部救済命令
R5 不 1 号事件	R5.4.7	R6.8.19	501 日	×	取下げ
R5 不 5 号事件	R5.9.7	R7.3.28	569 日	×	棄却
R5 不 4 号事件	R5.7.24	R7.5.2	649 日	×	関与和解
R6 不 5 号事件	R6.10.31	R7.7.30	273 日	○	却下
R6 不 6 号事件	R6.12.10	R7.11.7	333 日	○	全部救済命令
R6 不 1 号事件	R6.6.7	R7.11.25	537 日	×	一部救済命令
R6 不 3 号事件	R6.7.24	R7.12.1	496 日	×	一部救済命令

	申立年月日	終結年月日	処理日数		終結区分
				達成	
R6 不 2 号事件	R6.7.5	R7.12.18	532 日	×	一部救済命令

※岐阜県における審査期間の目標：1年3か月（平成27年7月より）

#### 4. 集団的及び個別的労使紛争解決機能の向上

集団的及び個別的労使紛争のあっせんについて、合わせて年60%の解決率の達成を目標とする。

# 資料

## 1 歴代委員名簿(第1期～第50期)

◎は会長、○は会長代理

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 一 期	自 昭 和 21 年 3 月 1 日 至 昭 和 21 年 7 月 1 日	武 藤 嘉 一  鷺 見 甚 造  打 下 武 臣	山 本 幸 一  下 堂 前 利 男  佐 分 利 幾 二 郎	宮 寺 敏 雄  森 徹 太 郎  加 藤 庄 六
第 二 期	自 昭 和 21 年 7 月 2 日 至 昭 和 22 年 7 月 3 日	◎ 土 川 修 三  鷺 見 甚 造  山 本 幸 一  土 田 光 保  岩 本 藤 吉	佐 分 利 幾 二 郎  小 川 一  藤 井 恂  今 井 修 之  清 信 重	宮 寺 敏 雄  加 藤 庄 六  森 徹 太 郎  佐 藤 潔  椎 名 威
第 三 期	自 昭 和 22 年 7 月 4 日 至 昭 和 23 年 7 月 3 日	◎ 土 川 修 三 S22.12.24 解 ○ 朝 倉 重 雄 酒 井 正 兵 衛 土 屋 栄 一 高 橋 義 正 S22.12.24 解 江 口 三 五 S23.1.16 任 山 田 光 之 助 S23.1.16 任	佐 分 利 幾 二 郎  小 川 一  藤 井 恂  桑 原 公 男  土 屋 和 義	宮 寺 敏 雄  佐 藤 潔  松 岡 茂  遠 藤 昇 二  窪 田 辰 男
第 四 期	自 昭 和 23 年 7 月 4 日 至 昭 和 24 年 7 月 3 日	◎ 朝 倉 重 雄  ○ 江 口 三 五  山 田 光 之 助  奥 村 清 久  都 竹 要 次 郎	佐 分 利 幾 二 郎  小 川 一  藤 井 恂  内 木 嘉 文  大 前 義 一	佐 藤 潔  遠 藤 昇 二  松 岡 茂  武 井 新 一 郎  半 井 修 一

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 五 期	自 昭 和 24 年 7 月 4 日 至 昭 和 26 年 2 月 13 日	◎ 兼松 謙太郎 水野 後八 林 千衛 高橋 七郎 伊藤 喜一	佐分利 幾二郎 小 川 一 土屋 和義 宮 本 勇 太田 半次郎	佐 藤 潔 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生
第 六 期	自 昭 和 26 年 2 月 14 日 至 昭 和 27 年 5 月 16 日	◎ 水野 後八 S26. 4. 7 解 S26. 5. 1 任 ○ 林 千衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 S26. 4. 5 解 S26. 5. 1 任 伊藤 喜一	小 川 一 S26. 4. 1 解 S26. 5. 1 任 宮 本 勇 矢野 秀広 佐藤 一好 住 徳藏 S26. 4. 1 解 S26. 5. 1 任	佐 藤 潔 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生
第 七 期	自 昭 和 27 年 5 月 16 日 至 昭 和 28 年 5 月 15 日	◎ 水野 後八 ○ 林 千衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一	小 川 一 宮 本 勇 矢野 秀広 佐藤 一好 小嶋 鉦太郎	佐 藤 潔 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生
第 八 期	自 昭 和 28 年 5 月 16 日 至 昭 和 29 年 8 月 31 日	◎ 水野 後八 ○ 林 千衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一	小 川 一 宮 本 勇 矢野 秀広 佐藤 一好 大塚 武夫	佐 藤 潔 S28. 7. 7 死亡 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 山口 遵三 S28. 9.10 任

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 九 期	自 至 昭 和 29 年 9 月 1 日 至 昭 和 30 年 11 月 15 日	◎ 水 野 後 八 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 ○ 林 千 衛 兼 松 謙 太 郎 高 橋 七 郎 S30. 9.10 解 伊 藤 喜 一	小 川 一 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 宮 本 勇 S30. 8. 1 解 S30. 8. 9 任 矢 野 秀 広 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 佐 藤 一 好 大 塚 武 夫 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任	松 岡 茂 武 井 新 一 郎 小 川 宗 一 浅 井 通 生 山 口 遵 三
第 十 期	自 至 昭 和 30 年 11 月 16 日 至 昭 和 31 年 11 月 21 日	◎ 水 野 後 八 ○ 林 千 衛 兼 松 謙 太 郎 高 橋 七 郎 伊 藤 喜 一	宮 本 勇 矢 野 秀 広 S30. 9.30 解 小 嶋 鉦 太 郎 田 口 誠 治 伊 藤 朝 男	松 岡 茂 武 井 新 一 郎 小 川 宗 一 浅 井 通 生 山 口 遵 三
第 十 一 期	自 至 昭 和 31 年 11 月 22 日 至 昭 和 32 年 11 月 21 日	◎ 水 野 後 八 ○ 林 千 衛 S32. 2. 5 解 S32. 4.16 任 兼 松 謙 太 郎 高 橋 七 郎 伊 藤 喜 一	宮 本 勇 小 嶋 鉦 太 郎 田 口 誠 治 渡 辺 福 男 酒 井 省 三	武 井 新 一 郎 小 川 宗 一 浅 井 通 生 中 島 幸 市 所 光 弘
第 十 二 期	自 至 昭 和 32 年 11 月 22 日 至 昭 和 33 年 11 月 23 日	◎ 水 野 後 八 ○ 林 千 衛 兼 松 謙 太 郎 高 橋 七 郎 伊 藤 喜 一	渡 辺 福 男 田 口 誠 治 小 嶋 鉦 太 郎 佐 藤 一 好 宮 本 勇	小 川 宗 一 武 井 新 一 郎 中 島 幸 市 浅 井 通 生 所 光 弘

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 十 三 期	自 昭 和 33 年 11 月 24 日 至 昭 和 34 年 12 月 8 日	◎ 田 中 成 彦 ○ 高 橋 七 郎 前 田 義 雄 岡 本 治 太 郎 馬 淵 克 己	佐 藤 一 好 田 口 誠 治 渡 辺 福 男 高 橋 幸 吉 山 本 三 逸	武 井 新 一 郎 小 川 宗 一 浅 井 通 生 尾 関 好 平 所 光 弘
第 十 四 期	自 昭 和 34 年 12 月 9 日 至 昭 和 35 年 12 月 8 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 西 脇 弘 康 栗 原 民 之 助 谷 川 甬 S35. 5.20 解 清 水 美 里 S35. 5.21 任	佐 藤 一 好 田 口 誠 治 渡 辺 福 男 山 本 三 逸 川 瀬 重 造	武 井 新 一 郎 尾 関 好 平 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 所 光 弘
第 十 五 期	自 昭 和 35 年 12 月 9 日 至 昭 和 36 年 12 月 8 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一	佐 藤 一 好 渡 辺 福 男 川 瀬 重 造 渡 辺 嘉 蔵 近 藤 留 吉	武 井 新 一 郎 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 大 平 皆 与 曾
第 十 六 期	自 昭 和 36 年 12 月 9 日 至 昭 和 37 年 12 月 9 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一	渡 辺 福 男 渡 辺 嘉 蔵 酒 井 省 三 今 泉 幸 博 赤 塚 勲	川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 大 平 皆 与 曾 和 田 三 郎

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 十 七 期	自 昭 和 37 年 12 月 10 日 至 昭 和 38 年 12 月 9 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一	渡 辺 福 男 渡 辺 嘉 蔵 S38. 4. 2 解 酒 井 省 三 赤 塚 勲 S38. 4.20 解 S38. 7.20 任 近 藤 留 吉 前 田 幸 夫 S38. 7.18 解	川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 和 田 三 郎 白 川 政 之 助
第 十 八 期	自 昭 和 38 年 12 月 10 日 至 昭 和 39 年 12 月 9 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一	渡 辺 福 男 酒 井 省 三 近 藤 留 吉 前 田 幸 夫 栗 本 行 夫	川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 和 田 三 郎 白 川 政 之 助
第 十 九 期	自 昭 和 39 年 12 月 10 日 至 昭 和 40 年 12 月 9 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一	酒 井 省 三 前 田 幸 夫 今 泉 幸 博 栗 本 行 夫 安 藤 雄 治	岩 田 治 喜 和 田 三 郎 日 下 部 礼 一 滝 正 直 薄 久 人
第 二 十 期	自 昭 和 40 年 12 月 10 日 至 昭 和 42 年 11 月 30 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 S42. 3.11 死亡 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 大 塩 量 明 S42. 3.23 任	酒 井 省 三 S41. 9. 3 解 S42. 3.23 任 S42. 3.31 解 近 藤 留 吉 S42. 4. 6 解 前 田 幸 夫 栗 本 行 夫 S42. 3.22 解 安 藤 雄 治 馬 淵 武 臣 S42. 3.23 任 古 川 秋 三 郎 S42. 4.11 任 岩 田 実 S42. 4.11 任	和 田 三 郎 S42. 4.30 解 日 下 部 礼 一 S42. 4.30 解 薄 久 人 S42. 4.30 解 徳 永 一 男 伊 藤 博 之 S42. 3.31 解 藤 田 耕 治 S42. 5. 1 任 大 松 幸 栄 S42. 5. 1 任 山 口 軍 治 S42. 5. 1 任 田 口 利 夫 S42. 5. 1 任

期別	区分		公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
	期 間				
第 二 十 一 期	自 昭 和 42 年 12 月 1 日	至 昭 和 44 年 11 月 30 日	◎ 高橋 七郎 ○ 塚本 義明 大塩 量明 服部 秀一 吉村 新六 S43. 5.14 解 加藤 寛明 S44. 2. 7 任	前田 幸夫 矢野 秀広 岩田 実 加藤 七郎 真鍋 泰広	徳永 一男 藤田 耕治 大松 幸栄 山口 軍治 田口 利夫
第 二 十 二 期	自 昭 和 44 年 12 月 1 日	至 昭 和 46 年 11 月 30 日	◎ 高橋 七郎 ○ 塚本 義明 大塩 量明 服部 秀一 加藤 寛明	前田 幸夫 矢野 秀広 岩田 実 S45. 9. 9 解 真鍋 泰広 山内 忠 後藤 博美 S45.12. 1 任	徳永 一男 藤田 耕治 大松 幸栄 山口 軍治 田口 利夫
第 二 十 三 期	自 昭 和 46 年 12 月 1 日	至 昭 和 48 年 11 月 30 日	◎ 高橋 七郎 ○ 塚本 義明 大塩 量明 S48. 7. 9 解 服部 秀一 加藤 寛明 佐藤 千代松 S48. 7.26 任	前田 幸夫 真鍋 泰広 山内 忠 原 八郎 佐々木 繁明	徳永 一男 S47. 3.22 解 山口 軍治 永井 三之助 小池 武夫 佐藤 三郎 長谷 寛市 S47. 4.11 任
第 二 十 四 期	自 昭 和 48 年 12 月 1 日	至 昭 和 50 年 11 月 30 日	◎ 高橋 七郎 ○ 塚本 義明 服部 秀一 加藤 寛明 佐藤 千代松	前田 幸夫 山内 忠 S50. 3.31 解 原 八郎 佐々木 繁明 後藤 博美 吉田 竹治 S50. 6. 1 任	所 光 弘 永井 三之助 S50. 9.10 解 小池 武夫 佐藤 三郎 長谷 寛市

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 二 十 五 期	自 至 昭 昭 和 和 50 52 年 年 12 12 月 月 1 23 日 日	◎ 高 橋 七 郎 ○ 塚 本 義 明 服 部 秀 一 佐 藤 千 代 松 大 野 栄 治	前 田 幸 夫 原 八 郎 吉 田 竹 治 中 村 孝 夫 島 月 海 S51. 3.31 解 馬 淵 武 臣 S51. 6. 1 任	所 光 弘 小 池 武 夫 佐 藤 三 郎 S51. 4.30 解 長 谷 寛 市 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 S51. 6. 1 任
第 二 十 六 期	自 至 昭 昭 和 和 52 54 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 服 部 秀 一 S53. 9.30 解 大 野 栄 治 長 屋 一 男 林 金 雄 S53.10.11 任	原 八 郎 S54. 3.26 解 S54. 5.26 任 吉 田 竹 治 馬 淵 武 臣 S54. 3.26 解 後 藤 博 美 山 田 栄 一 坂 井 清 S54. 5.26 任	所 光 弘 小 池 武 夫 長 谷 寛 市 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎
第 二 十 七 期	自 至 昭 昭 和 和 54 56 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 大 野 栄 治 長 屋 一 男 林 金 雄	原 八 郎 S56. 5.31 解 吉 田 竹 治 山 田 栄 一 藤 根 純 司 近 松 武 弘 臼 井 勝 郎 S56. 8. 1 任	所 光 弘 小 池 武 夫 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 足 立 幸 太 郎
第 二 十 八 期	自 至 昭 昭 和 和 56 58 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 大 野 栄 治 長 屋 一 男 杉 山 幸 平	山 田 栄 一 藤 根 純 司 臼 井 勝 郎 毛 利 勇 安 田 光 国	所 光 弘 小 池 武 夫 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 足 立 幸 太 郎

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 二 十 九 期	自 至 昭 昭 和 和 58 60 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 塚 本 義 明  ○ 佐 藤 千 代 松  亀 山 仁 郎  窪 田 治 雄  中 野 刀 子	山 田 栄 一  臼 井 勝 郎  毛 利 勇  坂 井 清  中 野 好 弘	所 光 弘  小 池 武 夫  下 村 和 之  足 立 幸 太 郎  土 屋 嶋
第 三 十 期	自 至 昭 昭 和 和 60 62 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 塚 本 義 明  ○ 佐 藤 千 代 松  亀 山 仁 郎  窪 田 治 雄  杉 山 幸 平	山 田 栄 一  臼 井 勝 郎  毛 利 勇 S61. 6. 3 解 S62. 7.11 任 溝 口 宏 一  樋 口 孝 寿	所 光 弘  小 池 武 夫  下 村 和 之  足 立 幸 太 郎  土 屋 嶋
第 三 十 一 期	自 至 昭 平 和 成 62 元 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 塚 本 義 明  ○ 佐 藤 千 代 松  亀 山 仁 郎  杉 山 幸 平  細 江 金 章	臼 井 勝 郎  毛 利 勇  樋 口 孝 寿  中 尾 一 明  川 瀬 寿	下 村 和 之 足 立 幸 太 郎 土 屋 嶋 國 友 鍬 也 S63. 4. 1 任 川 上 一 郎 H元. 3. 1 任 所 光 弘 S63. 2.20 死亡 小 池 武 夫 H元. 1.23 死亡
第 三 十 二 期	自 至 平 平 成 成 元 3 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 佐 藤 千 代 松  ○ 杉 山 幸 平  亀 山 仁 郎  細 江 金 章  堤 達 朗	樋 口 孝 寿 川 上 洋 一 平 田 健 二 板 屋 鏑 一 H 3. 2. 1 任 矢 野 博 美 H 3. 2. 1 任 毛 利 勇 H 2.12.23 解 中 野 好 弘 H 2.12.23 解	土 屋 嶋  國 友 鍬 也  川 上 一 郎  浅 野 和 男  加 藤 幸 平

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員	
第 三 十 三 期	自 平 成 3 年 12 月 24 日	至 平 成 5 年 12 月 23 日	◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 堤 達朗 服部 俊夫 伊藤 千代子	樋口 孝寿 川上 洋一 平田 健二 板屋 瞭一 矢野 博美	國友 鍊也 川上 一郎 浅野 和男 加藤 幸平 田口 利正
第 三 十 四 期	自 平 成 5 年 12 月 24 日	至 平 成 7 年 12 月 23 日	◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 服部 俊夫 伊藤 千代子 粂山 錚吾	樋口 孝寿 川上 洋一 平田 健二 H 7. 6.30 解 板屋 瞭一 矢野 博美 柴田 和男 H 7. 9. 1 任	國友 鍊也 田口 利正 小川 信也 坂崎 義雄 杉本 眞
第 三 十 五 期	自 平 成 7 年 12 月 24 日	至 平 成 9 年 12 月 23 日	◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 伊藤 千代子 粂山 錚吾 菊谷 光重	板屋 瞭一 矢野 博美 柴田 和男 市川 重正 武田 康郎	國友 鍊也 小川 信也 坂崎 義雄 杉本 眞 村瀬 恒治
第 三 十 六 期	自 平 成 9 年 12 月 24 日	至 平 成 11 年 12 月 23 日	◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 伊藤 千代子 粂山 錚吾 菊谷 光重	板屋 瞭一 矢野 博美 柴田 和男 市川 重正 武田 康郎	國友 鍊也 小川 信也 坂崎 義雄 杉本 眞 村瀬 恒治

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 三 十 七 期	自 至 平 平 成 成 11 13 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 佐藤 千代松  ○ 杉山 幸平  籾山 錡吾  細井 日出男  神谷 真由子	武田 康郎  柴田 和男  松村 桂司  志邑 美弘  栗原 憲一郎	國友 鍬也 H12. 6. 5 解 木下 孝二 H12. 8. 1 任 村瀬 恒治  家田 禮子  田口 義隆  牛込 伸隆
第 三 十 八 期	自 至 平 平 成 成 13 15 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 佐藤 千代松  ○ 杉山 幸平  籾山 錡吾  細井 日出男  神谷 真由子	武田 康郎  柴田 和男  志邑 美弘  河崎 長三  古田 佳子	木下 孝二  村瀬 恒治  家田 禮子  牛込 伸隆  日比 利雄
第 三 十 九 期	自 至 平 平 成 成 15 17 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 杉山 幸平  ○ 籾山 錡吾  神谷 真由子  廣瀬 英雄  岡安 賢二	武田 康郎 H17. 6.30 解 柴田 和男  志邑 美弘  河崎 長三  古田 佳子  豊田 由二 H17. 8.23 任	木下 孝二  家田 禮子  日比 利雄  大松 利幸  吉村 裕
第 四 十 期	自 至 平 平 成 成 17 19 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 籾山 錡吾  ○ 廣瀬 英雄  神谷 真由子 高橋 新藏 H18. 9. 4 解 秋保 賢一 平野 博史 H18.11.14 任	柴田 和男  志邑 美弘  河崎 長三 H19. 9.30 解 古田 佳子  豊田 由二	木下 孝二 H18. 6.15 解 熊田 正秋 H18. 7.11 任 家田 禮子  日比 利雄  大松 利幸  吉村 裕

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 四 十 一 期	自平成19年12月24日 至平成21年12月23日	◎ 靱山 錡吾 ○ 廣瀬 英雄 神谷 眞弓子 秋保 賢一 平野 博史	柴田 和男 志邑 美弘 H21. 3.31解 古田 佳子 豊田 由二 高田 勝之 三尾 禎一 H21. 5.12任	熊田 正秋 家田 禮子 日比 利雄 大松 利幸 吉村 裕 H21. 9. 2死亡
第 四 十 二 期	自平成21年12月24日 至平成23年12月23日	◎ 靱山 錡吾 ○ 廣瀬 英雄 神谷 眞弓子 秋保 賢一 平野 博史	三尾 禎一 豊田 由二 高田 勝之 畑 慎一 栗本 理花	熊田 正秋 家田 禮子 日比 利雄 伊藤 勇 柳原 幸一
第 四 十 三 期	自平成23年12月24日 至平成25年12月23日	◎ 靱山 錡吾 ○ 秋保 賢一 平野 博史 浅井 直美 三井 栄	三尾 禎一 H25. 6.18解 舟口 憲雄 H25.8.19任 高田 勝之 栗本 理花 高松 和夫 濱田 圭 H24.12.31解 筒井 和浩 H25.2.22任	熊田 正秋 日比 利雄 H25.7.20解 伊藤 勇 柳原 幸一 吉村 美保子 高本 芳朗 H25.9.20任
第 四 十 四 期	自平成25年12月24日 至平成27年12月23日	◎ 秋保 賢一 ○ 平野 博史 浅井 直美 三井 栄 大野 正博	舟口 憲雄 高田 勝之 栗本 理花 筒井 和浩 濱口 豊	熊田 正秋 伊藤 勇 柳原 幸一 吉村 美保子 高本 芳朗

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 四 十 五 期	自 至 平 平 成 成 27 29 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博	舟 口 憲 雄 H29.6.20 解 高 田 勝 之 栗 本 理 花 濱 口 豊 北 島 あづさ 内 藤 浩 H29.8.3 任	安 藤 正 弘 柳 原 幸 一 吉 村 美 保 子 H28.2.29 解 高 本 芳 朗 村 瀬 尚 子 H28.3.30 任 橋 本 康 代 H28.8.31 解 河 上 智 子 H28.11.4 任
第 四 十 六 期	自 至 平 平 成 成 29 31 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博	高 田 勝 之 栗 本 理 花 北 島 あづさ 内 藤 浩 鈴 木 慎	安 藤 正 弘 柳 原 幸 一 村 瀬 尚 子 河 上 智 子 一 柳 正 義
第 四 十 七 期	自 至 令 令 和 和 元 3 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博	高 田 勝 之 R3.6.15 解 筒 井 和 浩 R3.8.18 任 栗 本 理 花 北 島 あづさ 内 藤 浩 R3.6.15 解 鈴 木 慎 大 宮 満 R3.8.18 任	安 藤 正 弘 柳 原 幸 一 村 瀬 尚 子 河 上 智 子 一 柳 正 義

期別	区分 期間	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
第 四 十 八 期	自 至 令 令 和 和 3 5 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博	筒 井 和 浩 栗 本 理 花 北 島 あ づ さ 鈴 木 慎 大 宮 満	安 藤 正 弘 村 瀬 尚 子 一 柳 正 義 今 尾 任 城 景 山 多 美
第 四 十 九 期	自 至 令 令 和 和 5 7 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 秋 保 賢 一 ○ 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博 武 藤 玲 央 奈	筒 井 和 浩 栗 本 理 花 北 島 あ づ さ 鈴 木 慎 R6.10.17 解 大 宮 満 R7.8.16 解 田 中 あ さ 子 R7.1.8 任	安 藤 正 弘 村 瀬 尚 子 一 柳 正 義 今 尾 任 城 景 山 多 美
第 五 十 期	自 至 令 令 和 和 7 9 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日	◎ 浅 井 直 美 ○ 大 野 正 博 武 藤 玲 央 奈 寺 本 和 佳 子 河 合 壘	筒 井 和 浩 栗 本 理 花 田 中 あ さ 子 村 上 正 春 堀 田 大 策	安 藤 正 弘 村 瀬 尚 子 一 柳 正 義 今 尾 任 城 景 山 多 美

## 2 歴代事務局長名簿

氏 名	期 間
岩本 晋一郎	昭和 21 年 7 月 10 日 ～ 昭和 23 年 1 月 14 日
小島 幸彰	昭和 23 年 1 月 15 日 ～ 昭和 31 年 3 月 19 日
谷川 甬	昭和 31 年 3 月 20 日 ～ 昭和 35 年 3 月 31 日
堀 勅滋	昭和 35 年 4 月 1 日 ～ 昭和 36 年 3 月 31 日
小幡 忠良	昭和 36 年 4 月 1 日 ～ 昭和 41 年 3 月 31 日
岡崎 正弼	昭和 41 年 4 月 1 日 ～ 昭和 41 年 11 月 30 日
谷川 甬	昭和 41 年 12 月 1 日 ～ 昭和 44 年 3 月 31 日
安藤 伊佐雄	昭和 44 年 4 月 1 日 ～ 昭和 46 年 3 月 31 日
田中 政郎	昭和 46 年 4 月 1 日 ～ 昭和 47 年 3 月 31 日
三浦 正一	昭和 47 年 4 月 1 日 ～ 昭和 48 年 10 月 15 日
大洞 実	昭和 48 年 10 月 16 日 ～ 昭和 49 年 3 月 31 日
小林 喜一	昭和 49 年 4 月 1 日 ～ 昭和 51 年 3 月 31 日
松原 繁	昭和 51 年 4 月 1 日 ～ 昭和 53 年 3 月 31 日
渡辺 幸美	昭和 53 年 4 月 1 日 ～ 昭和 55 年 3 月 31 日
工藤 重義	昭和 55 年 4 月 1 日 ～ 昭和 56 年 3 月 31 日
中村 滋雄	昭和 56 年 4 月 1 日 ～ 昭和 57 年 3 月 31 日
山本 敏夫	昭和 57 年 4 月 1 日 ～ 昭和 58 年 3 月 31 日
蟻田 雄吾	昭和 58 年 4 月 1 日 ～ 昭和 60 年 3 月 31 日
青木 三郎	昭和 60 年 4 月 1 日 ～ 昭和 63 年 3 月 31 日
伊藤 泰	昭和 63 年 4 月 1 日 ～ 平成元年 3 月 31 日
島塚 定男	平成元年 4 月 1 日 ～ 平成 2 年 3 月 31 日
菊谷 光重	平成 2 年 4 月 1 日 ～ 平成 4 年 3 月 31 日
服部 守男	平成 4 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 3 月 31 日
中島 敏彦	平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 6 年 3 月 31 日

氏 名	期 間
岩 越 信 好	平成 6 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月 31 日
小 川 康 治	平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日
井 戸 武 正	平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 10 年 3 月 31 日
服 部 卓 郎	平成 10 年 4 月 1 日 ～ 平成 11 年 3 月 31 日
篠 田 和 美	平成 11 年 4 月 1 日 ～ 平成 12 年 3 月 31 日
丹 羽 中 正	平成 12 年 4 月 1 日 ～ 平成 13 年 3 月 31 日
黒 田 孝 史	平成 13 年 4 月 1 日 ～ 平成 15 年 3 月 31 日
岩 崎 幸 宏	平成 15 年 4 月 1 日 ～ 平成 16 年 3 月 31 日
安 藤 純	平成 16 年 4 月 1 日 ～ 平成 18 年 3 月 31 日
大 野 耕 平	平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 18 年 11 月 19 日
岡 本 博 次	平成 18 年 11 月 20 日 ～ 平成 21 年 3 月 31 日
河 内 宏 彦	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日
洞 田 厚 男	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 8 月 31 日
市 橋 正 樹	平成 23 年 9 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
伊 藤 誠 紀	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
福 井 康 博	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
桐 山 敏 通	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日
樋 口 博 久	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日
布 施 明 彦	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
廣 瀬 雅 史	令和 7 年 4 月 1 日 ～

### 3 付 表

#### ○ 不当労働行為事件取扱一覧表

(単位: 件)

区分 年次	取扱件数			終結状況							翌年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	計	命 令		和解	取下	却下	その他	計	
				救 済	棄 却						
昭和 21年		1	1				1			1	0
22		1	1				1			1	0
23		3	3				1			1	2
24	2	8	10			1	2		3	6	4
25	4	6	10	1		4	2			7	3
26	3	4	7			1	3	2		6	1
27	1	1	2			1	1			2	0
28		1	1			1				1	0
29		11	11			1	8			9	2
30	2	4	6		1	1	2			4	2
31	2	2	4				4			4	0
32		6	6				5	1		6	0
33		8	8			1	4			5	3
34	3	7	10			4	6			10	0
35			0							0	0
36		2	2							0	2
37	2	1	3			2	1			3	0
38		3	3			1	2			3	0
39		2	2				1			1	1
40	1	1	2			1	1			2	0
41		4	4			1	2			3	1
42	1	6	7			2	3	1		6	1
43	1	7	8				4			4	4
44	4	6	10	1			6			7	3
45	3	4	7				3			3	4
46	4	5	9		1	1	2			4	5
47	5	8	13				6			6	7
48	7	4	11			3	2			5	6
49	6	2	8			2	2	1		5	3
50	3	9	12	1		1	1			3	9
51	9	3	12	1		5	2			8	4
52	4		4			1				1	3
53	3	4	7				2			2	5
54	5	1	6	1		1	1			3	3
55	3	1	4			1	2			3	1
56	1	5	6			1	3			4	2
57	2	1	3			1	1			2	1
58	1	2	3				1			1	2
59	2		2			1				1	1
60	1	3	4	1			1			2	2
61	2	3	5		1		1			2	3
62	3	5	8				3			3	5
63	5	1	6	2			3			5	1
昭和 64年 ・平成 元年	1		1	1						1	0
2			0							0	0
3			0							0	0
4			0							0	0

区分 年次	取扱件数			終結状況						翌年 繰越	
	前年 繰越	新規 申立	計	命 令		和解	取下	却下	その他		計
				救済	棄却						
平成 5年		1	1							0	1
6	1	1	2			1	1			2	0
7		1	1			1				1	0
8		1	1							0	1
9	1		1	1						1	0
10			0							0	0
11		3	3				2			2	1
12	1	1	2	1						1	1
13	1	1	2							0	2
14	2		2		2					2	0
15		1	1			1				1	0
16			0							0	0
17			0							0	0
18			0							0	0
19		2	2							0	2
20	2		2			2				2	0
21		2	2							0	2
22	2	1	3							0	3
23	3	2	5	2		3				5	0
24		5	5							0	5
25	5	2	7	1		2	1			4	3
26	3	2	5	1	2					3	2
27	2	3	5	1		1	1			3	2
28	2	4	6			1	2			3	3
29	3	4	7	1		3				4	3
30	3	1	4			2				2	2
平成 31年 ・令和 元年	2	2	4				1			1	3
2	3	4	7				4			4	3
3	3	3	6	2		1	1			4	2
4	2	4	6			2	1			3	3
5	3	5	8	1		1	1			3	5
6	5	6	11	1		1	1			3	8
7	8	2	10	4	1	1		1		7	3
合計	153	220	373	25	8	63	112	6	3	217	156

- (注)1.昭和 21～23 年の間の取扱件数及び同 24 年の取扱件数の内 3 件は、旧労組法に基づく不当労働行為審査事件である。  
2.終結状況のその他の欄の内訳は移管 1 件と打ち切り 2 件である。  
3.受付件数及び終結状況について、平成 31 年は 1 月 1 日から 4 月 30 日までに取り扱ったもの、令和元年は 5 月 1 日から 12 月 31 日までに取り扱ったものである。

○不当労働行為事件命令後の状況(R7 未現在)

1 命令・決定一覧

事件番号	岐阜(地)労委			中労委(再審査)					地 裁					高 裁				
	申立日	終結日	終結状況	事件番号	申立人	申立日	終結日	終結状況	事件番号	原告	提訴日	終結日	終結状況	事件番号	控訴人	控訴日	終結日	終結状況
S25(不)1	S25.2.9	S25.6.15	全部救済						岐阜地裁 S25(行)7	使	S25.7.13	S26.7.2	救済命令 全部取消					
S25(不)3-1	S25.11.28	S26.3.28	却下															
S25(不)4	S25.11.20	S26.3.28	却下															
S30(不)2	S30.9.24	S30.12.27	棄却	S31(不再)2	労	S31.1.9	S31.5.1	和解										
S32(不)1	S32.4.15	S32.4.27	却下															
S42(不)5	S42.7.29	S42.10.11	却下															
S43(不)4	S43.5.8	S44.6.3	一部救済															
S43(不)6	S43.9.20	S46.2.9	棄却															
S45(不)3	S45.12.21	S49.8.2	却下															
S50(不)2	S50.1.13	S50.5.6	全部救済															
S50(不)5	S50.6.25	S51.2.2	一部救済															
S53(不)2	S53.7.22	S54.10.24	一部救済	S54(不再) 70	使	S54.11.6	S55.7.14	取下げ										
S57(不)1	S57.8.27	S60.5.31	一部救済	S60(不再) 24	使	S60.6.12	S63.6.24	再審査却下	東京地裁 S63(行ウ)83	使	S63.7.21	H1.3.30	救済命令 全部取消					
				【再開】 H1(不再)49		(再開日) H1.4.5	H1.7.5	全部変更 (初審命令 全部取消)										
S60(不)1	S60.4.2	S61.11.8	棄却															
S61(不)1	S61.4.16	S63.8.25	一部救済															
S62(不)1	S62.6.4	S63.4.21	全部救済															
S63(不)1	S63.9.6	H1.12.27	一部救済															
H 8(不)1	H8.9.12	H9.8.1	全部救済						岐阜地裁 H9(行ウ)12	使	H9.8.23	H11.2.17	請求棄却					
H11(不)2	H11.5.14	H12.8.31	全部救済						岐阜地裁 H12(行ウ)17	使	H12.9.21	H14.8.7	救済命令 一部取消	名古屋高裁 H14(行コ)54	使	H14.8.20	H15.6.27	請求棄却
H12(不)1 ※13-1と併合	H12.6.23	H14.3.22	棄却															
H13(不)1 ※12-1と併合	H13.2.6	H14.3.22	棄却															
H21(不)1	H21.5.18	H23.3.24	一部救済															
H21(不)2	H21.11.9	H23.2.24	一部救済															
H24(不)1	H24.4.27	H25.9.17	一部救済															
H24(不)2 ※24-4・25-1と併合	H24.9.12	H26.2.19	一部救済															
H24(不)4 ※24-2・25-1と併合	H24.11.5	H26.2.19	棄却	H26(不再)11	労	H26.2.27	H27.12.17	一部変更										
H25(不)1 ※24-2・4と併合	H25.1.21	H26.2.19	棄却															

事件番号	岐阜(地)労委			中労委(再審査)					地 裁					高 裁				
	申立日	終結日	終結状況	事件番号	申立人	申立日	終結日	終結状況	事件番号	原告	提訴日	終結日	終結状況	事件番号	控訴人	控訴日	終結日	終結状況
H26(不)1	H26.6.5	H27.11.11	一部救済															
H27(不)3	H27.12.28	H29.3.29	一部救済															
H30(不)1	H30.7.17	R3.2.11	一部救済						岐阜地裁 R3(行ウ)2	使	R3.3.11	R4.10.19	請求棄却					
R2(不)1	R2.4.17	R3.11.2	一部救済	R3(不再)42	使	R3.11.15	R5.2.13	和解										
R3(不)2	R3.3.25	R5.9.1	一部救済	R5(不再)29	使	R5.9.14	R6.4.26	和解										
R5(不)2	R5.5.9	R6.6.20	全部救済															
R5(不)5	R5.9.7	R7.3.28	棄却	R7(不再)15	労	R7.4.8		係属中										
R6(不)1	R6.6.7	R7.11.25	一部救済															
R6(不)2	R6.7.5	R7.12.18	一部救済															
R6(不)3	R6.7.24	R7.12.1	一部救済						岐阜地裁 R7(行ウ)26	使	R7.12.25		係属中					
R6(不)5	R6.10.31	R7.7.30	却下	R7(不再)38	労	R7.8.12		係属中										
R6(不)6	R6.12.10	R7.11.7	全部救済						岐阜地裁 R7(行ウ)22	使	R7.12.5		係属中					
計	39	全部救済 一部救済 棄却 却下	7 18 8 6	8		全部変更 一部変更 和解 取下げ 係属中	1 1 3 1 2		7		救済命令全部取消 救済命令一部取消 請求棄却 係属中	2 1 2 2		1		請求棄却	1	

## 2 救済命令の不履行通知一覧

事件番号	命令 確定日	裁判所への通知日		事件番号	結果	
		岐(地)労委	組合			
H21(不)2	H23.3.29	H23.4.12	H23.4.1	岐阜地裁 H23(ホ)31、32	H23.6.21 被審人を処罰しない	
H27(不)3	H29.4.28	H29.5.16	—	岐阜地裁 H29(ホ)99、 100	【移送後】 名古屋地裁 H29(ホ)10001	H30.3.5 被審人を過料金50万円に処する 手続費用は、被審人の負担とする
		H30.10.17	—	名古屋地裁半田支部 H30(ホ)78		H31.3.22 被審人を過料金50万円に処する 手続費用は、被審人の負担とする
		※	—	※R2.4.23に申立人より3回目の不履行通知発出要請がされたが、第369回 公益委員会議にて審議の上行わないことが決定された		
R5(不)2	R6.7.24	R6.9.10		名古屋地裁 R6(ホ)10001	R6.12.4 被告人は過料100万円に処する。 手続き費用は被審人の負担とする。	
		R7.9.10	—	—	—	

○ 再審査・行政訴訟事件一覧表

(1)

初審	事件番号	岐労委昭和 25 年(不)第 1 号
	申立年月日	昭和 25 年 2 月 9 日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	昭和 25 年 6 月 15 日 全部救済 解雇の理由が申立人(個人)の組合活動にあるとして、不当労働行為の成立を認め、解雇の撤回を命じた。
行政訴訟	事件番号	岐阜地裁昭和 25 年(行)第 7 号
	提起年月日	昭和 25 年 7 月 13 日
	原告	会社
	終結状況 〔判決内容〕 〔要旨〕	昭和 26 年 7 月 2 日 命令取消 審問手続を経ずに調査手続によって発せられた命令は手続違法とされ、その他の争点の判断を待つまでもなく、当委員会が発した命令は取消されるべきものとの判断が下された。

(2)

初審	事件番号	岐労委昭和 30 年(不)第 2 号
	申立年月日	昭和 30 年 9 月 24 日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	昭和 30 年 12 月 27 日 棄却 会社が、ユニオンショップ制を理由に申立人(個人)を解雇したことについて、会社が申立人の組合活動を嫌っての不当労働行為には該当しないと認定し、申立を棄却した。
再審査	事件番号	中労委昭和 31 年(不再)第 2 号
	申立年月日	昭和 31 年 1 月 9 日
	申立人	労働者(1 名)
	終結状況 〔概要〕	昭和 31 年 5 月 1 日 和解 申立人と会社との和解が成立し、復職。

(3)

初審	事件番号	岐労委昭和 53 年(不)第 2 号
	申立年月日	昭和 53 年 7 月 22 日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	昭和 54 年 10 月 24 日 一部救済 会社の共済会への加入を組合員に対してのみ拒否したことが支配介入であるとして、これを禁じ、退職者については棄却した。
再審査	事件番号	中労委昭和 54 年(不再)第 70 号
	申立年月日	昭和 54 年 11 月 6 日
	申立人	会社
	終結状況 〔概要〕	昭和 55 年 7 月 14 日 取下げ 昭和 55 年 7 月 10 日の岐労委昭和 47 年(不)第 6 号事件の和解協議において、当再審査申立を直ちに取下げる旨の条項を含めた和解が成立。

(4)

初審	事件番号	岐労委昭和 57 年(不)第 1 号
	申立年月日	昭和 57 年 8 月 27 日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	昭和 60 年 5 月 31 日 一部救済 会社に対し、組合員へのトラック運送業務就労拒否による支配介入の禁止及び文書手交を内容とする一部救済命令を発出。
再審査	事件番号	中労委昭和 60 年(不再)第 24 号
	申立年月日	昭和 60 年 6 月 12 日
	申立人	会社

再 審 査	終結状況	昭和 63 年 6 月 24 日 却下
	〔 決定内容 〕 〔 要 旨 〕	当委員会が命令を発した前後から、支部組合員の脱退又は退社が続出し、支部組合員がいなくなったため、組合は「初審命令の履行を求めない」旨の上申書を提出。中労委は、組合が再審査被申立人たる地位を放棄したと認められ再審査手続を進める理由がなくなったとして、再審査申立を却下。
行 政 訴 訟	事件番号	東京地裁昭和 63 年(行ウ)第 83 号
	提起年月日	昭和 63 年 7 月 21 日
	原告	会社
	終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕	平成元年 3 月 30 日 救済命令全部取消 東京地裁は、初審命令を取消し、組合の救済申立を却下すべきであったと判示。再審査の却下決定を取り消す判決がなされ、同判決は確定。
の 再 開 再 審 査	事件番号	中労委平成元年(不再)第 49 号
	再開年月日	平成元年 4 月 5 日
	終結状況 〔 決定内容 〕 〔 要 旨 〕	平成元年 7 月 5 日 全部変更 上記確定判決の趣旨に従い、初審命令を取消し、初審救済申立を却下する決定を発して事件は終結。

(5)

初 審	事件番号	岐労委平成 8 年(不)第 1 号
	申立年月日	平成 8 年 9 月 12 日
	終結状況 〔 命令内容 〕 〔 要 旨 〕	平成 9 年 8 月 1 日 全部救済 賃上げ・一時金に関し、算定根拠や基準を説明しない等の不誠実団交が争われた事件で、会社に対し、誠実に団体交渉に応じること及び文書手交を命じた。
行 政 訴 訟	事件番号	岐阜地裁平成 9 年(行ウ)第 12 号
	提起年月日	平成 9 年 8 月 23 日
	原告	会社
	終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕	平成 11 年 2 月 17 日 請求棄却 岐阜地裁は、地労委の決定を支持し、会社の請求を棄却した。(H11.3.4 確定)

(6)

初 審	事件番号	岐労委平成 11 年(不)第 2 号
	申立年月日	平成 11 年 5 月 14 日
	終結状況 〔 命令内容 〕 〔 要 旨 〕	平成 12 年 8 月 31 日 全部救済 組合員 4 名に対する他の運転手と異なる取扱いを禁止し、時間外手当等について、その支給対象者の平均支給額に不足する額を支払うこと(バックペイ)及び文書手交を命じた。
(第 一 審)	事件番号	岐阜地裁平成 12 年(行ウ)第 17 号
	提起年月日	平成 12 年 9 月 21 日
	原告	会社
	終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕	平成 14 年 8 月 7 日 救済命令の一部取消 岐阜地裁は、組合員 4 名のうち組合を脱退した 1 名に係る救済部分を取消した。
(第 二 審)	事件番号	名古屋高裁平成 14 年(行コ)第 54 号
	提起年月日	平成 14 年 8 月 20 日
	控訴人	会社
	終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕	平成 15 年 6 月 27 日 請求棄却 名古屋高裁は、原判決を支持し、会社の請求を棄却した。(H15.7.12 確定)

(7)

初 審	事件番号	岐労委平成 24 年(不)第 2 号、第 4 号、平成 25 年(不)第 1 号
	申立年月日	平成 24 年 9 月 12 日 (24 不 2)、平成 24 年 11 月 5 日 (24 不 4)、平成 25 年 1 月 21 日 (25 不 1)
	終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕	平成 26 年 2 月 19 日 一部救済 (24 不 2)、棄却 (24 不 4 及び 25 不 1) 申立人の組合員が労働組合から脱退することを懲憑する記事を掲載した社内報第 3 号その他の文書を配布するなどの支配介入の禁止を命じた。
再 審 査	事件番号	中労委平成 26 年(不再)第 11 号
	申立年月日	平成 26 年 2 月 27 日
	申立人	組合
	終結状況 〔概 要〕	平成 27 年 12 月 17 日 一部変更 中労委は、第 2 回団交、第 7 回から第 9 回団交及び社内報第 2 号についても不当労働行為の成立を認め、文書手交及び掲示を命じた。

(8)

初 審	事件番号	岐労委平成 30 年(不)第 1 号
	申立年月日	平成 30 年 7 月 17 日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕	令和 3 年 2 月 11 日 一部救済 組合員を不当に配置転換又は懲戒処分をすることによる組合活動への支配介入や不利益取扱いを禁止するとともに組合代表に対する懲戒処分がなかったものとして取り扱うこと及び文書手交を命じた。
行 政 訴 訟	事件番号	岐阜地裁令和 3 年(行ウ)第 2 号
	提起年月日	令和 3 年 3 月 11 日
	原告	会社
	終結状況 〔判決内容〕 〔要 旨〕	令和 4 年 9 月 30 日 請求棄却 岐阜地裁は、原判決を支持し、会社の請求を棄却した。(R4.10.19 確定)

(9)

初 審	事件番号	岐労委令和 2 年(不)第 1 号
	申立年月日	令和 2 年 4 月 17 日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕	令和 3 年 11 月 2 日 一部救済 労働協約について改訂に関する事項を交渉事項とする団体交渉が妥結するまでの間、改訂申入れ前と同様の取扱いをすること、同団体交渉には誠実に対応すること及び文書手交を命じた。
再 審 査	事件番号	中労委令和 3 年(不再)第 42 号
	申立年月日	令和 3 年 11 月 15 日
	申立人	会社
	終結状況 〔概 要〕	令和 5 年 2 月 13 日 和解 申立人と組合との和解が成立。

(10)

初審	事件番号	岐労委令和3年(不)第2号
	申立年月日	令和3年3月25日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	令和5年9月1日 一部救済 会社に対し団体交渉に誠実に対応すること、組合との合意に基づき掲示板を設置・貸与すること及び文書手交を命じた。
再審査	事件番号	中労委令和5年(不再)第29号
	申立年月日	令和5年9月14日
	申立人	会社
	終結状況 〔概要〕	令和6年4月26日 和解 申立人と組合との和解が成立。

(11)

初審	事件番号	岐労委令和5年(不)第5号
	申立年月日	令和5年9月7日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	令和7年3月28日 棄却 会社の本件ユシ協定に関する対応は不当労働行為と認められないとして本件申立てを棄却した。
再審査	事件番号	中労委令和7年(不再)第15号
	申立年月日	令和7年4月8日
	申立人	組合
	終結状況	係属中

(12)

初審	事件番号	岐労委令和6年(不)第5号
	申立年月日	令和6年10月31日
	終結状況 〔決定内容〕 〔要旨〕	令和7年7月30日 却下 会社が組合からの団体交渉申入れに応じなかったことは、不当労働行為に該当しないとして本件申立を却下した。
再審査	事件番号	中労委令和7年(不再)第38号
	申立年月日	令和7年8月12日
	申立人	組合
	終結状況	係属中

(13)

初審	事件番号	岐労委令和6年(不)第3号
	申立年月日	令和6年7月24日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	令和7年11月28日 一部救済 会社は、組合の申し入れた団体交渉に応じるよう命じた。また、組合の運営に支配介入に対する支配介入の禁止及び文書手交を命じた。
行政訴訟	事件番号	岐阜地裁令和7年(行ウ)第26号
	提起年月日	令和7年12月25日
	原告	会社
	終結状況 〔判決内容〕 〔要旨〕	審理中

(14)

初 審	事件番号	岐労委令和6年(不)第6号
	申立年月日	令和6年12月10日
	終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕	令和7年11月7日 全部救済 会社は、組合の申し入れた団体交渉に応じ、賞与の件についても団体交渉において誠実に対応するよう命じた。また、組合の運営に支配介入してはならず、誠実な団体交渉を誓約する文書の交付を命じた。
行 政 訴 訟	事件番号	岐阜地裁令和7年(行ウ)第22号
	提起年月日	令和7年12月5日
	原告	会社
	終結状況 〔判決内容〕 〔要旨〕	審理中

○ 調整事件取扱一覧表

(単位:件)

区分 年次	あっせん							調停							仲裁							終結件数 合計			
	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	
	前年 繰越	新規 申請	解決	打切	取下	不開始	小計		前年 繰越	新規 申請	解決	打切	取下	不調	不開始		移管	小計	前年 繰越	新規 申請	解決		打切		取下
昭和 21年			2	1	1		4				1					1									5
22			5	2	1		8			2		1	3			6									14
23			8	4	1		13			3			6			9									22
24			3	6	3		12			2		2	1			5									17
25			1				1			2				1	3										4
26			2	1	1	1	5					2				2									7
27			2	1	1		4				1		1			2									6
28			2				2																		2
29			1	1			2					1				1									3
30			4	1	1		6				1					1									7
31			1		1		2																		2
32			6		5		11				1					1									12
33			2		3		5																		5
34			4	4	6		14						1			1									15
35			21	2	2		25																		25
36			19	11	4		34			1						1									35
37			1	1	2		4			1						1									5
38			11	27	2		40			10			1			11									51
39			4		3		7			1			1			2									9
40			12	10	7		29						1			1									30
41			31	30	9		70			9		2	1			12									82
42			7	5	8		20			2		1				3									23
43			5	5	17		27			1		13	1			15									42
44			51	17	10		78				1	4				5									83
45			3	6	33		42			5		1	2			8									50
46			20	26	11		57			11		7	1			19									76
47			13	13	10		36			5	1	15				21									57
48			18	22	29		69			7		8	3			18									87

区分 年次	あっせん							調停							仲裁							終結件数 合計			
	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	
	前年 繰越	新規 申請	解決	打切	取下	不開始	小計		前年 繰越	新規 申請	解決	打切	取下	不調	不開始		移管	小計	前年 繰越	新規 申請	解決		打切		取下
昭和49年			28	30	14		72			5		1				6									78
50			6	12	30		48			10			1			11			1				1		60
51			2	15	10		27			2		1	3			6			1		2		3		36
52			3	2	7		12					2				2									14
53			2	2	3		7																		7
54			2	1	5		8																		8
55			2		11		13			1						1									14
56			3	6	1		10			1		1				2									12
57			2	2	6		10																		10
58			1	4	1		6			1						1									7
59			1	2	3		6					1	1			2									8
60			1	2	2		5				1			1		2					1		1		8
61				3	3		6																		6
62				2	6		8																		8
63				2	1		3																		3
昭和64年 ・平成元年					1		1																		1
2					1		1																		1
3			1		1		2																		2
4			1				1																		1
5				1	3		4																		4
6			1	2	5		8																		8
7			1	2	2		5																		5
8			3	2			5																		5
9				1	3		4																		4
10			2	2	1		5																		5
11			3	3	1		7																		7
12			4	2	1		7																		7
13			1		2		3																		3

区分 年次	あっせん							調停							仲裁							終結件数 合計				
	取扱件数		終結区分				翌年 繰越	取扱件数		終結区分					翌年 繰越	取扱件数		終結区分					翌年 繰越			
	前年 繰越	新規 申請	解決	打切	取下	不開始		小計	前年 繰越	新規 申請	解決	打切	取下	不調		不開始	移管	小計	前年 繰越	新規 申請	解決			打切	取下	不開始
平成14年			2	1			3																		3	
15				2	1		3																		3	
16			1		1		2																		2	
17			5				5																		5	
18			2	3			5																		5	
19			1	5			6																		6	
20			3	2			5																		5	
21			2				2																		2	
22			1	1		2	4																		4	
23			2	1		1	4																		4	
24			2			2	4																		4	
25			3	2			5																		5	
26						2	2																		2	
27			2	1		2	5																		5	
28				2		2	4																		4	
29			1			3	4																		4	
30		1					0	1																	0	
平成31年 ・令和元年	1	7	1			4	5	3																	5	
2	3	1	2			2	4	0	0	0						0	0	0	1				1	1	0	5
3	0	4		1	1	1	3	1	0	0						0	0	0	0					0	0	3
4	1	6	1	3		1	5	2	0	0						0	0	0	0					0	0	5
5	2	1	2				2	1	0	0						0	0	0	0					0	0	2
6	1	4	2	1	1		4	1	0	0						0	0	0	0					0	0	4
7	1	2	2		1		3	0	0	0						0	0	0	0					0	0	3
合計			364	321	299	23	1007				82	7	63	28	1	1	182			2	0	3	1	6		1195

○ 個別的労使紛争あっせん取扱一覧表

(単位:件)

	取扱件数		終結区分					翌年 繰越
	前年 繰越	新規 申出	解決	打切	取下	不開始	合計	
平成 13 年			2				2	
14			1	2	1	1	5	
15			1	1			2	
16				3	1	1	5	
17			1	3	1		5	
18			1	13			14	
19							0	
20				1	2		3	
21			2	1			3	
22			3				3	
23			1		1	1	3	
24							0	
25						1	1	
26						4	4	
27			1	1		1	3	
28					1	4	5	
29					1		1	
30	0	5				4	4	1
平成 31 年 ・令和元年	1	3	2			1	3	1
2	1	3	1			3	4	0
3	0	4		1		3	4	0
4	0	2	1			1	2	0
5	0	1					0	1
6	1	2		1		1	2	1
7	1	6	1	1		2	4	3
合計			18	28	8	28	82	

○ 労働組合資格審査取扱一覧表

(単位:件)

区分 年次	取扱件数			適合					不適合	取下 打切	翌年 繰越
	前年 繰越	新規 申請	計	不当労働 行為	委員 推薦	法人 登記	その他	計			
昭和 21年	0	175	175	(155)					155	(20)	
22	0	270	270	(270)					270		
23	0	343	343	(331)					331	(12)	
24	0	184	184	1	109	6	4	120		64	0
25	0	116	116		107	7	2	116			0
26	0	13	13	2	2	1	7	12		1	0
27	0	109	109		106	3		109			0
28	0	72	72		71	1		72			0
29	0	96	96		93	2		95		1	0
30	0	73	73		73			73			0
31	0	158	158		145			145		13	0
32	0	179	179	3	165	2		170	4	4	1
33	1	188	189	4	175	4		183		6	0
34	0	272	272	1	252	1		254		17	1
35	1	168	169		162	1		163		5	1
36	1	151	152		147	1		148		3	1
37	1	185	186		174	6		180		6	0
38	0	224	224		215	1		216	4	4	0
39	0	201	201		196	1		197		3	1
40	1	109	110		104	3		107		3	0
41	0	120	120		111	2		113		5	2
42	2	27	29		21	3		24		5	0
43	0	13	13			4		4		4	5
44	5	24	29	1	22	3		26		1	2
45	2	8	10	1	3	4		8		2	0
46	0	19	19	1	18			19			0
47	0	2	2			1		1		1	0
48	0	36	36	6	27	3		36			0
49	0	6	6	1		3		4		2	0
50	0	45	45	3	40			43		1	1
51	1	8	9		3			3		4	2
52	2	26	28		26			26		2	0
53	0	4	4			1		1			3
54	3	31	34	1	28			29		5	0
55	0	2	2					0			2
56	2	35	37	2	31	2		35			2
57	2	4	6			2		2		3	1
58	1	29	30		27			27		2	1
59	1		1					0			1
60	1	30	31	1	27			28		1	2
61	2	8	10	1	5			6		1	3
62	3	28	31		22			22		4	5
63	5	2	7	4				4		1	2
昭和 64年 ・平成 元年	2	20	22	2	20			22			0
2	0		0					0			0
3	0	35	35		34		1	35			0
4	0	1	1			1		1			0
平成 5年	0	10	10		9			9			1
6	1	4	5					0		2	3
7	3	22	25		19	3		22		3	0
8	0	2	2					0			2
9	2	11	13	1	11			12		1	0
10	0		0					0			0
11	0	10	10		7			7		2	1
12	1	2	3	1		1		2			1
13	1	6	7	2	5			7			0

区分 年次	取扱件数			適合					不適合	取下 打切	翌年 繰越
	前年 繰越	新規 申請	計	不当労働 行為	委員 推薦	法人 登記	その他	計			
14	0		0					0			0
15	0	6	6		5			5		1	0
16	0		0					0			0
17	0	8	8		8			8			0
18	0		0					0			0
19	0	8	8		6			6			2
20	2		2					0		2	0
21	0	11	11		8	1		9			2
22	2	2	4			1		1			3
23	3	10	13	2	6	1		9		4	0
24	0	6	6					0			6
25	6	14	20	5	12			17		3	0
26	0	3	3			1		1			2
27	2	7	9	1	4			5		2	2
28	2	4	6					0		3	3
29	3	9	12	1	6			7		3	2
30	2	2	4					0		2	2
平成 31年 ・令和 元年	2	6	8		3			3		1	4
2	4	4	8	1		1		2		4	2
3	2	9	11	1	6			7		2	2
4	2	5	7			1		1		3	3
5	3	8	11	1	3			4		2	5
6	5	6	11	1	3			4		2	5
7	5	6	11	6	3			9		2	0
合 計	92	4,050	4,142	(756)				3,792	(32)		92
				58	2,885	79	14		8	218	

- (注) 1. 適合欄のその他の欄の昭和 21～26 年の間は、旧労組法に基づく組合設立届出に伴う資格審査及びあっせん、調停、仲裁のための資格審査の件数、平成 3 年のものは労働者供給事業に伴う資格審査である。
2. 昭和 21～23 年の適合欄、同 21～24 年の不適合欄及び取下・打切欄については区分が不明のため( )で件数を示した。



労働委員会ミナモ  
(平成27年7月作成)

---

## 岐阜県労働委員会年誌

令和8年3月発行

編集・発行 岐阜県労働委員会事務局  
岐阜市藪田南2-1-1  
TEL (058)272-8790

---